

婦人関係資料シリーズ
一般資料第四二号

売春に関する資料

— 第三号 —

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、さきに刊行した「売春に関する資料―第二号―」に続くものとして、ここに昭和三二年一月より三三年七月までにおける売春関係資料をとりまとめ、刊行することになりました。

売春問題に関心をもたれる方々の御参考になれば幸いです。

昭和三三年八月

目次

一 売春に関する年表

(昭和三十一年一月より昭和三十三年七月まで)……………一

二 関係法令及び文書

(一) 法令

1 婦人相談所等に関する政令(昭三二、四、一) 政令第五六号)	……………	(資料の一)	……………	六
2 売春防止法の一部を改正する法律(昭三三、三、二五) 法律第一六号)	……………	(資料の二)	……………	八
3 婦人補導院法(昭三三、三、二五) 法律第一七号)	……………	(資料の三)	……………	一二
4 旅館業法の一部を改正する法律(昭三三、三、三一) 法律第二五号)	……………	(資料の四)	……………	一七
5 婦人補導院処遇規則(昭三三、四、一) 法務省令第八号)	……………	(資料の五)	……………	一八
6 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(昭三三、四、一一) 国会承認加入寄託)	……………	(資料の六)	……………	二七
7 婦人補導院組織規程(昭三三、五、一五) 法務省令第三三号)	……………	(資料の七)	……………	三六

(二) 通牒

1 売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件 (厚生事務次官通牒)	……………	(資料の八)	……………	三九
---------------------------------------	-------	--------	-------	----

2. 売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資について (資料の九) 四

- 3 売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について (資料の一〇) 四三
- (関係各省庁事務次官等連名通牒)
- 4 婦女の就業を助成するための資金貸付制度の設定について (資料の一) 四四
- (労働省婦人少年局長通牒)
- 5 売春防止対策本部等の設置について (資料の二) 四八
- (厚生省社会局長通牒)
- 6 売春関係業者の転業の指導について (資料の二三) 五一
- (総理府副長官、警察庁次長、厚生、労働各事務次官連名通牒)
- 7 要保護女子に対する性病治療特別対策について (資料の一四) 五三
- (厚生事務次官通牒)

(二) その他

- 1 売春対策推進委員設置に関する件 (資料の一五) 五六
- (昭三二、七、九厚生大臣決定)
- 2 売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について (資料の一六) 五七
- (昭三二、八、三〇閣議決定)
- 3 売春防止法の一部を改正する法律案に関する附帯決議 (資料の一七) 五八
- (衆議院法務委員会)
- 4 売春防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (資料の一八) 五八
- (参議院法務委員会)
- 5 婦人補導院法案に対する附帯決議 (資料の一九) 五八
- (参議院法務委員会)

三 各機関からの建議その他

- (一) 売春防止対策を推進するための機構について (資料の二〇) 五九
- (売春対策審議会意見具申第二号)
- (二) 売春防止法の完全実施について (資料の二一) 五九
- (売春対策審議会意見具申第三号)
- (三) 売春防止法の全面施行にそなえての必要措置について (資料の二二) 六〇
- (売春対策審議会意見具申第四号)
- (四) 性病対策について (資料の二三) 六一
- (売春対策審議会意見具申第五号)
- (五) 売春対策に関する関係各省庁の昭和三三年度予算査定額について (資料の二四) 六二
- (売春対策審議会意見具申第六号)
- (六) 売春防止法制定に伴う業者転廃業に関する要綱 (資料の二五の一、二) 六三
- (全国性病予防自治会、性病予防東海聯盟)

四 売春関係資料目録

五 統計資料

- (一) 全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数 (労働省) 七三
- (二) 売春関係の転廃業状況 (警察庁) 七四
- (三) 売春事犯被疑者調 (警察庁) 七四
- (四) 売春事犯検挙状況調 (警察庁) 七五
- (五) 売春関係事犯検挙状況調 (警察庁) 七六
- (六) 売春問題実態調査結果概要 (労働省) 七八

一、売春に関する年表

―昭和三年一月と昭和三年七月―

昭和三年（一九五七年）

一月～三月 東京都渋谷区千駄ヶ谷鳩森小学校周辺に、昨年来い
かがわしい温泉旅館が増加。同校PTAでは、生徒
に悪影響を及ぼしていることを問題としてとりあ
げ、環境浄化対策委員会を設置、関係機関への働き
かけ、関係官庁への陳情を行う一方、講演会、懇談
会、ピラ戦術などによる反対の猛運動を行う。

二月七日～八日 全国性病予防自治会「全国業者大会」を開催、
政府並びに国会に「業者の取扱い」に関する陳情を
行う。

三月 八日 厚生省、鳩森小学校等、類似の問題がおきているこ
とにかんがみ、学校環境の良化に関し、東京都知事
あて事務次官より通知。

三月二十六日 売春対策国民協議会、「売春対策国民会議」を衆議
院第一議員会館で開催。売春防止法の完全実施を促
進する旨の決議を行ったのち、国会、関係官庁への
陳情並びに、衆参法務、社会各委員と懇談を行う。

三月二十六日 悪質な芸妓置屋が、法務省人権擁護局から「前借金

は無効、芸妓の荷物は返還せよ」という、有体動
産引渡し」の仮処分をうけ注目された。

三月下旬～四月上旬 売春対策審議会、東北、中部、近畿地方に
委員を派遣、地方事情の把握を行う。

四月 一日 第二十四通常国会において制定された「売春防止法」
中、総則及び保護更生関係規定が発効。なお「婦人
相談所等に関する政令」が同日、公布、施行され
た。（資料の一）

四月 一日 鳩森小学校周辺が「文教地区」に指定された。

四月 五日 旅館等の健全化をはかるためには風俗的見地からも
規制を加える必要が生じたので、政府では「旅
館業法の一部を改正する法律案」を参議院に提出。

四月 九日 「売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件」
が、厚生事務次官より各都道府県知事にあて通達さ
れた。（資料の八）

四月二十三日 右法案について、全国地域婦人団体連絡協議会、日
本看護協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人
平和協会、日本婦人有権者同盟の五婦人団体が参議

「全国性病予防自治会連合会」が新吉原組合事務所で催され、売春業者の生活を確保するための運動を活発に展開することを申合わせた。

五月六日 売春対策審議会、政府内に転売対策機関を設けるよう意見具申第二号を提出。(資料の二〇)

五月七日 内閣官房審議室では、売春防止法及び売春に対する国民の基本的態度を調査し施策の参考とするため「売春問題に関する世論調査」を実施。

五月一〇日 自民党政調会、売春防止法施行に関連して生ずる諸問題を処理するための指導機関として「風紀衛生対策特別委員会」を設置。

五月一七日 「旅館業法の一部を改正する法律案」国会通過。

五月一七日 売春業者の転売業のための窓口を厚生省内におくことに閣議で決定。

六月二日 「全国性病予防自治会連合会」が新吉原組合事務所で催され、売春業者の生活を確保するための運動を活発に展開することを申合わせた。

七月 九月 厚生省はさきの閣議決定に従い、売春業者の転売業のための窓口について検討の結果、「売春対策推進委員設置要綱」を決定、松原一彦氏(元法務政務次官)など五名の委員を委嘱した。(資料の一五)

七月二四日 社会党、「風俗営業、転売業対策特別委員会」を婦人部のきもいりで設置。

七月二四日 自民党風紀衛生対策委員会が、売春防止法の実施期

八月三〇日 政府、売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について閣議決定を行う。(資料の一六)

九月 三日 「売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資について」が、大蔵省銀行局長より国民金融公庫総裁及び中小企業金融公庫総裁にあてて通達された。(資料の九)

九月 五日 「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について」の閣議決定につき、関係各省庁次官等連名により各都道府県知事あて通達された。(資料の一〇)

九月一四日 労働省婦人少年局長より厚生省社会局長あて「婦女の就業を助成するための資金貸付制度の設定について」要望。(資料の一)

九月一八日 売春対策審議会、売春防止法の全面施行にそなえての必要措置として、従業婦の保護更生対策並びに保安処分対策、業者の転売業対策についての意見具申第四号を提出。(資料の二)

九月二〇日 厚生省社会局長より、各都道府県知事あて、売春対策本部及び売春対策推進委員の設置についての具体的指示を行う通達が出された。(資料の二)

九月二四日 自民党婦人局、同党六役に対し、風紀衛生対策特別委員会の解散を文書で申入れる。

九月 売春業者、全国的な陳情戦術を展開。

日の延期と、法の再検討を、同日三度申し入れ、全国性病予防自治会、「既得権擁護大会」を開催。

七月二四日 婦人団体代表と、厚生省売春対策推進委員が懇談。

八月 六日 売春対策推進委員制度の強化、婦人保護施設の義務設置、売春防止法第三章関係の国庫負担率上げ、保安処分制度の推進について、その実現につとめることを申合せるとともに、政府、自民党にも要望。

八月 七日 売春対策審議会、売春防止法の完全実施について、意見具申第三号を提出。(資料の二)

八月一二日 次官等会議において、馬場法務次官は、売春婦の保安処分関係法案を来る臨時国会に提出すると発表。

八月一五日 売春対策国民協議会「売春防止法完全実施要求全国協議会」を開催。売春防止法の完全実施を要求する大会決議文を総理、法務、厚生各大臣に提出した。

八月二〇日 法務省、売春婦の補導処分法案、婦人補導院法案についての二原案を売春対策審議会保安処分対策分科会に提出。

八月二三日 政府、閣議において売春防止法の既定方針通り実施を再確認。同法の完全実施の周知徹底、各府県の売春防止対策本部の設置促進を決定した。

八月二六日 厚生省では、各都道府県の売春対策関係課長と婦人相談所長を集め、各府県に「売春対策本部」「売春対策推進委員」を早急に設けるよう指示した。

一〇月 九日 全国性病予防自治会代表が厚生省を訪問、政府の方針に従い来年三月末日までに自主的転業をなすことを申入れる。なお同会のうち、東海連盟では年内に転業、解散し、従業婦についても全員解雇、前借金を棒引とすることを声明した。(資料の二五の一、二)

一〇月一四日 全国性病予防自治会幹部の贈賄容疑逮捕など、最近表面化した売春汚職に関し、衆議院法務委員会で社会党議員等から徹底的究明が要望された。なお、同委員会委員長より検事総長に、嚴重捜査を申入れる。

一〇月一六日 売春対策審議会、売春防止法の全面施行についての必要措置として「性病対策」についての意見具申第五号を提出。(資料の二三)

一〇月一八日 法務省において「全国風紀係検事会同会議」を開催。現行法を最大限に活用、悪質事犯の取締を強化する方針をたてた。

一〇月二三日 売春対策国民協議会、売春汚職の徹底的糾明の要望書を関係庁等に提出。

一〇月三十一日 国会婦人議員有志が花井検事総長を訪問。売春汚職の徹底的追及を申入れた。

一一月一五日 売春対策国民協議会では、売春業者、周辺商人などの反対運動を予測し、一般大衆、従業婦の啓蒙をこめ街頭デモストレーション並びに「売春防止法完全

実施済者追求め国民大会」を開催。

一月十六日、二月五日 婦人少年局は「売春防止啓蒙活動」を全国的に展開。

一月二十五日、二月 東京藍綬会館で開かれた「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国連第二回アジア会議」において売春、人身売買などの防止対策等が研究討論された。

二月 六日 「売春関係業者の転業の指導について」が、総理府副長官、警察庁次長、厚生、労働各事務次官連名により各都道府県知事あて通達された。(資料の一三)

二月二日 「要保護女子に対する性病治療特別対策について」が、厚生事務次官より各都道府県知事、政令市長にあて通達された。(資料の一四)

二月三十一日 東海地区売春業者廃業。

昭和三十三年(一九五八年)

一月二〇日 売春対策審議会、売春対策に関する関係各省庁の昭和三十三年度予算査定額について意見申第六号を提出。(資料の二四)

一月二〇日 売春対策国民協議会代表、岸総理を訪問。三十三年度売春対策予算の少いことについて陳情、復活を強く要望した。このほか有権者同盟、婦人団体国会活動連絡委員会等も、それぞれ関係各省、自民党等に要望書を提出した。

三月二七日

「売春防止法の一部を改正する法律案」「婦人補導院法案」が参議院法務委員会を通過。衆議院法務委員会と同様附帯決議がなされた。(資料の一八、一九)

三月一九日

「売春防止法の一部を改正する法律」「婦人補導院法」が参議院本会議を通過成立。

三月二五日

右の二法律が公布された。(資料の二、三)

三月三十一日

全国売春業者廃業。

三月三十一日

「旅館業法の一部を改正する法律」が公布された。(資料の四)

四月 一日 売春防止法中、刑事処分規定が発効となり、同法が全面施行された。なお婦人補導院法も同日施行された。

四月 一日 売春対策国民協議会「売春防止法施行記念大会」を開催。

四月 一日 法務省、「婦人補導院処遇規則」(資料の五)並びに保護具の製式を定める。

四月二一日 国会で「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の批准が承認された。(資料の六)

四月二五日 「法務省設置法の一部を改正する法律」が参議院本会議を通過成立。

五月 一日 日本政府は、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」加入書を国際連合事務総長に

一月二四日

厚生省社会局長主催の「婦人保護対策委員会」が開かれ三十三年度保護更生関係の大幅予算削減について懇談。代表が自民党本部を訪問して同党三役に対処方を要望。党三役、いづれも協力を約束する。

一月二八日 売春対策国民協議会「売春防止法予算獲得緊急全国大会」を開催。予算の復活を要求する決議文を岸総理、大蔵省、自民党本部に提出した。

一月末日

婦人相談所、全国に開設された。

二月 五日 要保護女子に対する被服等支給の要領が、厚生次官より各都道府県知事あて通達された。

二月二三日

政府、「売春防止法の一部を改正する法律案」及び

二月二八日

「婦人補導院法案」を衆議院に提出。

二月二八日

都内全赤線業者の廃業終了。

三月 六日

「売春防止法の一部を改正する法律案」及び「婦人補導院法案」原案どおり衆議院法務委員会、並びに衆議院本会議通過。附帯決議として裁判所調査官制度の調査、検討を要望した。(資料の一七)

三月 六日

政府は売春防止法の完全実施を機会に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の批准について国会の承認を求める案件を提出。

三月二四日

売春対策審議会委員の任期が満了となり、新委員二四名が任命された。その大半は再任である。

寄託。

五月二五日

「法務省設置法の一部を改正する法律」が公布施行された。

五月二五日

「法務省設置法の一部を改正する法律及び婦人補導院法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」が公布施行された。

五月二五日

法務省、婦人補導院組織規程を定める。(資料の七)

七月二九日

売春対策国民協議会では、売春対策推進委員菅原通済氏を囲み、売春防止法施行後の諸問題について懇談会を開催。単純売春を処罰の対象とするよう法を改正すること。深夜喫茶禁止を強く要望することを決議した。

七月三〇日

「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が寄託後九十日を経過し条約としての効力を発生した。

二 関係法令及び文書

(一) 法令

(資料の一)

昭和三十一年四月一日

政令第五六号

婦人の相談所等に関する政令

内閣は、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十六条第五項及び第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(婦人相談所の所長)

第一条 婦人相談所の所長は、事務吏員又は技術吏員であつて婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもっているものの中から任用しなければならない。

(婦人相談所の職員)

第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

2 判定をつかさどる職員は、事務吏員又は技術吏員であつて次の各号の一に該当するものの中から任用するように努めなければならない。

一 医師であつて、精神衛生に關して学識経験を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三 前各号に掲げる者に準ずる者

3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するものの中から任用しなければならない。

(国が負担する費用の範囲)

第三条 売春防止法(以下「法」という。)第二十二条第一項の規定により国がその十分の五を負担する法第二十条第一項第一号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。

一 婦人相談所(要保護女子を一時保護する施設を含む、以下同じ。)の建築、買収又は改造に要する費用

二 婦人相談所の設備及び運営に要する費用(前号及び第三項各号に掲げる費用を除く。)

2 法第二十二条第一項の規定により国がその十分の五を負担する法第二十条第一項第二号に掲げる費用の範囲は、婦人相談員の報酬並びに婦人相談員が行う相談、調査及び指導に要する費用とする。

3 法第二十二条第一項の規定により国がその十分の八を負担する法第二十条第一項第五号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。

一 一時保護の実施に要する費用

二 一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用

(費用の算定基準)

第四条 前条第一項第一号の費用は、当該建築、買収又は改造を行うおける時に於ける建築費、買収費又は改造費を基準として厚生大臣が定める一坪当りの建築単価、買収単価又は改造単価に当該建築、買収又は改造に係る延坪数を乗じて算定するものとする。ただし、その延坪数は、百坪を限度とし、これにより難い特別の事情があるときは、厚生大臣が定める坪数を限度とする。

2 前条第一項第二号の費用は、厚生大臣が地域差等を考慮して定める職員一人当りの給与の額に婦人相談所の職員の数に乗じて得た額と、厚生大臣が定める職員の旅費、備品費、しやうもう品費等の額とを合計して算定するものとする。ただし、職員数は、別表に定める人数を限度とし、これにより難い特別の事情があるときは、厚生大臣が定める人数を限度とする。

3 前条第二項の費用は、厚生大臣が定める婦人相談員一人当りの報酬並びにその職務を行うに要する旅費及び事務費の額に婦人相談員の数に乗じて算定するものとする。ただし、婦人相談員数は、厚生大臣が要保護女子の数を考慮して都道府県ごとに定める人数を限度とする。

4 前条第三項第一号の費用は、厚生大臣が地域差等を考慮して定める被收容者一人一日当りの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に被收容者の延人員を乗じて算定するものとする。

5 前条第三項第二号の費用は、厚生大臣が地域差、被收容者の延人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとする。

附 贈

この政令は、公布の日から施行する。

別表

婦人相談所を設置する都道府県		人 数
東京都 大阪府		十三人
北海道 埼玉県 神奈川県 静岡県 愛知県 京都府 兵庫県		八人
広島県 福岡県 長崎県		
その他の県		七人

(資料の二)

昭和三十三年三月二十五日

法律 第十六号

売春防止法の一部を改正する法律

売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二章 刑事処分(第五条―第十五条)を 第二章 刑事処分(第五条―第十六条)に改める。
第三章 (保護更生(第十六条―第二十二条))を 第三章 補導処分(第十七条―第三十三条)に改める。
第四章 保護更生(第三十四条―第四十条)

第一条中「女子に対する」の下に「補導処分及び」を加える。

第二十二条中「第二十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十条とし、第二十一条を第三十九条とし、第二十條を第三十八條とし、第十九条中「(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を削り、同条を第三十七条とし、第十六条から第十八条までを十八条ずつ繰り下げる。
第二章中第十五条の次に次の一条を加える。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 補導処分

(補導処分)

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

(保護観察との関係)

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条ノ二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百四十三条から第三百四十五条までの規定を適用しない。

(収容)

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

2 収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住所、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。

3 収容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、検察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4 収容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5 収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 検察官は、収容状を発したときは、補導処分に対する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第二十三条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行（執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。）が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(在院者の環境調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号。以下「予防更生法」という。）第五十二条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第二十五条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。

3 第一項の仮退院については、予防更生法第二十九条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「更生防止法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、予防更生法第二条、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条から第四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「第三十一条第三項」とあるのは、「更生防止法第二十五条第三項において準用する第三十一条

第三項」と、第四十一条第七項中「第四十五条第一項」とあるのは、「更生防止法第二十七条第二項において準用する第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消)

第二十七条 仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、地方委員会は、仮退院の取消をすることができる。

2 前項の仮退院の取消については、予防更生法第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項、第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは、「更生防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第四十五条第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。

5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再収容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(処分の審査)

第二十八条 前条第一項の規定による地方委員会の処分不服がある者は、処分の日から十五日以内に、中央更生保護審査会に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求については、予防更生法第四十九条第二項及び第三項、第五十条並びに第五十一条の規定を準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「六十日」とあるのは、「三十日」と読み替えるものとする。

(予防更生法雑則の準用)

第二十九条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前四条に定めるもののほか、予防更生法第五十五条から第六十条までの規定を準用する。

(仮退院の効果)

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されるときは、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとする。

（更生保護）

第三十一条 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者は、同法第一条第一号に掲げる者とみなし、補導処分による身体の拘束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体の拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

（執行猶予期間の短縮）

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとはみなす。

2 第五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

（補導処分の失効）

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 更生緊急保護法の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条」を「第四十条第二項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

（資料の三）

昭和三十三年三月二十五日

法律 第 十 七 号

婦 人 補 導 院 法

（婦人補導院）

第一条 婦人補導院は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定により補導処分に付された者を取容して、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

2 婦人補導院は、国立とする。

（補 導）

第二条 婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適應させるために必要な生活指導及び職業の補導を行い、並びにその更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行うものとする。

2 在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、家事その他の基礎的教養を授け、その情操を豊かにさせるとともに、在院者が勤労の精神を身につけ、その他自主自立の精神を体得するように、これを指導するものとする。

3 補導は、在院者の個性、心身の状態、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい方法で行わなければならない。

（分類処遇）

第三条 在院者の処遇は、本人の性格、医療の要否その他法務省令で定める基準により、在院者を適当な級に分類して行うものとする。

（賞与金）

第四条 職業の補導を受けた者に対しては、法務省令の定めるところにより、賞与金を与えることができる。

（自己労作）

第五条 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作することを願ひ出たときは、これを行わせることができる。

（給 養）

第六条 在院者には、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与する。

2 婦人補導院の長は、婦人補導院の規律上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、糧食又は飲料の自弁を許すことができる。

（健康診断）

第七条 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院者の健康診断を行わせるものとする。

2 前項の健康診断にあつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができる。

（面会及び通信）

第八条 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

2 婦人補導院の長は、在院者の発受する通信によつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずるおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合でなければ、当該通信の内容を検査してはならない。

(臨時外出)

第九条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができる。

(賞)

第十条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定めるところにより、賞を与えることができる。

(懲戒)

第十一条 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

- 一 嚴重な訓戒をすること。
- 二 十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2 前項第二号の懲戒は、情状により、その執行を猶予し、停止し、又は免除することができる。

(手当金)

第十二条 在院者が職業の補導を受けるに際して、負傷し、又は疾病にかかつた場合において、これによつて死亡したとき、身体に障害が残つたとき、又は退院時若しくは仮退院時までにあらざるときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。

(領置)

第十三条 婦人補導院の長は、在院者が所持し、又は在院者にあてて送付された金銭、被服その他の物を領置して、これを安全に保管しなければならない。ただし、保存の価値のない物又は保管に適しない物は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相当の処分をしないときは、これを売却してその代金を領置し、又は廃棄することができる。

(学校等の援助)

第十四条 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助を求めることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかかわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(保護具)

第十五条 在院者が暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護具を使用することができる。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとなないときは、この限りでない。

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に抑止する構造のものとし、その製式は、法務省令で定める。

(連戻し)

第十六条 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

2 在院者の逃走後四十八時間を経過したときは、檢察官は、連戻収容状を発することができる。

3 前項の連戻収容状については、売春防止法第二十二條第三項から第五項まで及び第二十七條第五項の規定を準用する。この場合において、同法第二十七條第五項中「仮退院を取り消された者」とあるのは、「婦人補導院から逃走した者」と読み替へるものとする。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適當な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができる。

(旅費及び衣類の給与)

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

〔死亡者等の遺留金品〕

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

3 婦人補導院に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

〔実地監査〕

第二十條 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。

〔処遇に関する事項〕

第二十一条 この法律で定めるもののほか、在院者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

2 婦人補導院の長は、法務大臣の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

附 則

〔施行期日〕

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔国家公務員共済組合法の一部改正〕

2 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「少年鑑別所」の下に「婦人補導院」を加える。

〔公職選挙法の一部改正〕

3 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「監獄若しくは少年院」を「監獄、少年院若しくは婦人補導院」に改める。

〔精神衛生法の一部改正〕

4 精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

〔出入国管理令の一部改正〕

5 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「少年法第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条」を加え、

同条第四項中「少年法第二十四条第一項第三号の処分を受けて少年院に在院している場合」の下に「若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合」を加える。

第六十三条第一項及び第二項中「少年院に在院者」を「少年院若しくは婦人補導院の在院者」に改める。

〔資料の四〕

昭和三十三年三月三十一日

法律 第二十五号

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号を次のように改める。

三 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定する罪

附 則

〔施行期日〕

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔経過規定〕

2 この法律施行前に婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）に規定する罪を犯したことを理由とする第三条第一項の許可の取消又は営業停止の処分については、なお、従前の例による。

〔資料の五〕

昭和三十三年四月一日

婦人補導院処遇規則

第一章 総 則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、婦人補導院の在院者の処遇を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(処置の方針)

第二条 婦人補導院の職員(以下「職員」という。)は、在院者の処遇にあたり、明るく環境のもとで在院者がすすんで更生に励むように、理解ある態度をもつて親切に接しなければならない。

(職員)

第三条 在院者の処遇にあたる職員は、なるべく婦人とし、かつ、補導に必要な研修訓練を受けた者でなければならない。

(処遇審査会議)

第四条 婦人補導院の長(以下「院長」という。)は、在院者の分類級、補導の計画、仮退院の申請その他処遇に関し重要な事項を決定するにあつては、処遇審査会議の意見を聞かなければならない。

2 処遇審査会議の組織その他必要な事項は、法務大臣が定める。

第二章 入 院

(入院時の必要文書)

第五条 入院は、収容状その他の適法の文書によるものとする。

(伝染病患者の入院)

第六条 院長は、入院すべき者が伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)により予防法の施行を必要とする疾病にかかっているときは、直ちに、この旨を検察官に通報するとともに、保健所等への通報その他その旨を適当な病院等に入院させるに必要な処置をとらなければならない。

(身体検査等)

第七条 入院した者については、入院後直ちに、その身体、衣類及び所持品を検査しなければならない。

2 前項の処置は、婦人の職員が行うものとする。

(健康診断等)

第八条 あらたに入院した者については、健康診断を行い、入浴をさせ、かつ、予防衛生上必要な処置をとらなければならない。

(入院時の説示)

第九条 院長は、あらたに入院した者に対し、婦人補導院の使命、日課及び行事の概要その他必要な事項を説示し、かつ、本人に信頼感と希望をいだかせるように努めなければならない。

第三章 分類処遇

(入院時の分類調査)

第十条 あらたに入院した者については、すみやかに分類調査を行わなければならない。その期間は、おおむね二十日とする。

2 前項の調査は、医学、精神医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して行わなければならない。

3 第一項の調査にあつては、在院者の行動についての職員の記録を資料としなければならない。

4 院長は、第一項の調査にあたり、裁判所、検察庁、保護観察所、婦人保護施設その他の関係機関から資料を得ることに努めなければならない。

(調査期間中の処遇)

第十一条 前条第一項の調査期間中の者は、調査後の在院者に接触させないようにしなければならない。

2 院長は、前項の調査期間中の者に対し、その個性の発現を妨げないように特別の日課を定めなければならない。

(分類級の決定)

第十二条 院長は、第十号の規定による調査を終了したときは、すみやかに、在院者の分類級及び補導の計画を定めなければならない。

2 在院者の分類級は、少くとも次に掲げる四の級を含むものとする。

一 疾病により療養を要する者

二 精神薄弱者

三 性格異常者

四 心身ともにおむね正常な者

3 院長は、補導の計画をなるべく在院者に知らせて本人の努力を促すとともに、保護者及び関係機関に知らせることによつて、その協力を得ることに努めなければならない。

(分類級による処遇)

第十三条 在院者の処遇は分類級に応じて定めた補導の計画にもとづいて行わなければならない。

2 第十二条第二項に掲げる分類級に対する補導の計画は、同項各号に掲げる級に応じ、それぞれ、次に掲げる事項を重点としなければならない。

- 一 更生の妨げとなる疾病に対する医療を行うこと。
- 二 特殊教育により精神的欠陥を補整し、及び能力に応じた技能を付与すること。
- 三 心理療法及び作業療法により社会適応性を養わせること。
- 四 基礎的教養を授け、及び自活するための職業的能力を付与すること。
- 3 分類級による処遇については、これを二期に分け、後の期の者には、自治的生活をさせその他分類級にふさわしい向上した取扱をするものとする。

(分類再調査等)

第十四条 院長は少くとも毎月一回、在院者の分類調査を行つてその結果を審査し、必要と認めるときは、分類級又は補導の計画を変更しなければならない。

2 職員は、在院者に対する補導の計画を熟知しその日常の行動を細かく観察して、前項の調査に資さなければならない。

(収容区分)

第十五条 在院者は、分類級の別に従つて、なるべく区分して収容するものとする。

(居室)

第十六条 居室の指定は、分類調査の結果にもとづかなければならない。

2 在院者は、特に必要のある場合のほか、共同の居室に収容する。

第四章 補 導

(日 課)

第十七条 院長は、在院者の分類級、期別及び補導の計画に応じた日課を定めなければならない。

(生活指導)

第十八条 生活指導は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 社会に適応する性格を育成し、かつ、性道徳を自覚させその他婦人としての徳性を養わせること。
- 二 家事、保健その他婦人に必要な知識又は技能を与え、かつ、これを活用する習慣を養わせること。
- 三 職業に関する知識を与え、勤労に親しませ、かつ、正しい生活態度を身につけさせること。
- 四 視聴覚教育、レクリエーション等を通じて婦人としての情操を豊かにさせること。
- 五 その他社会生活に必要な素養を与えること。

(生活指導の方法)

第十九条 在院者の生活指導は、相談、助言その他の方法による個別指導及び集団指導とする。

(篤志面接指導の委嘱)

第二十条 院長は、学識経験のある篤志家に在院者に対する面接による指導を委嘱することができる。

(自己の図書の閲読)

第二十一条 在院者には、管理上支障がない限り自己の図書、雑誌及び新聞紙を閲読させるものとする。

(宗教)

第二十二条 院長は、在院者が宗教行事を行い、又はこれに参加することを願ひ出たときは、管理上支障がない限り、これを許さなければならない。

(職業の補導の種目)

第二十三条 職業の補導は、在院者の適性、希望及び将来の生計の見込により適当と認められる種目について行うものとする。

(賞与金の計算等)

第二十四条 職業の補導を受けた者に対する賞与金(以下「賞与金」という。)は、職業の補導の種目、成績等により、法務大臣の別に定めるところに従つて計算しなければならない。

2 賞与金は、退院又は仮退院の時に支給する。

3 院長は在院者がその子又は親の扶助その他やむを得ない用途に使うことを願ひ出たときは、その賞与金の一部を在院中に支給する。

(手当金の種類等)

第二十五条 婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号。以下「法」という。)第十二条の規定による手当金は、次の三種とする。

- 一 死亡手当金
- 二 障害手当金
- 三 傷病手当金

2 前項の手当金は、死亡又は傷病の原因、障害又は傷病の程度その他の事情を参酌して、法務大臣の定めるところにより支給するものとする。

(院外補導の監督)

第二十六条 院長は、職業の補導のため在院者を単独で院外に出す場合には、職員に随時視察をさせる等適当な監督の方法を講じなければならない。

(自己労作)

第二十七条 院長は、在院者に自己労作を行わせるにあつては、その適性及び将来の生計を参酌して、適当なものを選択するよう助言しなければならない。

2 自己労作は、補導上支障を生じないように行わせるものとする。

第五章 給 養

(給養の基準)

第二十八条 在院者に貸与せる被服及び寝具の種類、数量及び製式並びに給与する糧食及び飲料の基準は、法務大臣が定める。

(酒類及びたばこの使用禁止)

第二十九条 在院者は、酒類及びたばこを用いることができない。

第六章 衛生及び医療

(保健衛生の管理)

第三十条 院長は、在院者の心身の健康を保護し、及び居室、炊事場等の清潔を保持するため、医師の意見により、適切な処置をとらなければならない。

2 健康診断、伝染病の予防その他在院者の健康管理の基準は、法務大臣が定める。

(病院等への移送)

第三十一条 院長は、婦人補導院で適当な医療を施すことができないときは、在院者を一時病院又は診療所に入れて医療を受けさせることができる。

2 分べんは、病院、診療所又は助産所において行わせるものとする。

(自費治療等)

第三十二条 院長は、在院者が自費で医療を願ひ出たときは、医師の意見を聞いて、これを許すことができる。

2 在院者が自費による薬剤の使用を願ひ出たときも、前項と同様とする。

(入浴、整髪)

第三十三条 在院者には、一週間に少くとも二回、入浴させるものとする。

2 在院者には、つねに、その頭髪の清潔を保たせ、かつ、これを見苦しくないように整えさせなければならない。

第七章 外部との交通

(面会の立会)

第三十四条 院長は、在院者の面会にあたり、管理上必要と認めるときは、職員をこれに立ち合わせるができる。

(通信の検査)

第三十五条 法第八条第二項の規定により通信の内容を検査する場合には、分類調査の記録その他の資料によつて、通信の相手方と本人との関係等その理由を明らかにしなければならない。

(検査の理由等の記録)

第三十六条 院長は、在院者の発受する通信の内容を検査したときは、その理由を記録しておかなければならない。

2 検査により通信の内容を削除した場合において、その内容及び理由についても、前項と同様とする。

(通信に要する費用)

第三十七条 在院者の通信に要する費用は、本人の負担とする。ただし、本人がこれを負担することができないときは、国が支弁する。が、

(臨時外出の理由)

第三十八条 院長が在院者に臨時外出を許すにあつては、次の各号の一に掲げる理由がなければならぬ。

- 一 在院者の近親者又は保護者が死亡し、又は重病にかつたとき。
- 二 火災その他の非常災害により、在院者又は前号に掲げる者の住居又は家財に著しい損害があつたとき。
- 三 その他在院者が出向かなければ本人に回復できない不利益を生ずるおそれがあるとき。

(臨時外出の監督)

第三十九条 在院者の臨時外出にあつては、職員をこれに同伴させなければならない。ただし、院長が適当と認めるときは、単独で外出させることができる。

(臨時外出の費用)

第四十条 臨時外出の費用は、在院者の負担とする。ただし、本人に負担する能力がないときはこれを国が支弁することができる。

第八章 賞 罰

(賞の種類等)

第四十一条 賞は、賞状、賞票及び賞金の三種とする。

2 賞金を与える場合、その額の範囲その他賞金の授与の基準は、法務大臣が定める。

3 院長は、適当と認めるときは、賞金に替えて賞品を与えることができる。

4 第一項の賞は、あわせて与えることができる。

(遵守事項)

第四十二条 法第十一条第一項の遵守すべき事項は次のとおりとする。

- 一 法又はこの規則によりとられた処置に従ふこと。
- 二 院長が特に定める事項に従ふこと。
- 三 その他規律維持のため職員の指示する事項に従ふこと。

2 前項の遵守すべき事項は、在院者に周知させなければならない。

(懲戒の言渡)

第四十三条 懲戒の言渡は、院長がみずから行わなければならない。

(謹慎の執行)

第四十四条 法第十一条第一項第二号の規定による謹慎の懲戒を執行中の者については、院長は、その心身の状況に留意し、特別の日課による補導を行わなければならない。

第九章 領 置

(所持物等の記録)

第四十五条 在院者が所持し、又は在院者にあてて送付された物については、本人を立ち合わせて点検し、その品目、数量その他の必要な事項を記録しなければならない。

(領置物の保管)

第四十六条 在院者の領置物の保管については、洗濯、消毒その他適当な処置をとらなければならない。

(領置物の交付)

第四十七条 領置物は、退院又は仮退院の際に交付する。

2 院長は、在院者がその領置物を正当な用途に使うことを願ひ出たときは、これを許すことができる。

第十章 退院及び仮退院

(退 院)

第四十八条 退院は、補導処分の期間満了の翌日午前中に行ふものとする。

(仮退院の申請)

第四十九条 院長は、在院者について補導の目的を達したと認めるときは、すみやかに、地方更生保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならない。

(仮退院の通知)

第五十条 院長は、仮退院の許可書を受け取つたときは、すみやかに、仮退院の日時その他必要な事項を近親者その他の保護を引き受ける者に

通知しなければならない。

（福祉旅費）

第五十一条 法第十八条の規定により給与する旅費は、福祉地までの旅行に要する実費とする。この場合においては、運賃の代りに乗車券又は乗船切符を支給することができる。

第十一章 雑 則

（保護）

第五十二条 院長は、つねに在院者の保護関係に留意し、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、保護観察所の長にその者の環境の調整に関する処置を求めなければならない。

（子の保育）

第五十三条 院長は、法第十七条の規定により在院者に子の保育を許す場合には、特に母子を収容する居室を設け、これに収容しなければならない。

2 在院者の補導中は、その子を特に設けた保育室に収容しなければならない。

（子の引渡の措置）

第五十四条 院長は、在院者に子の保育を許した場合においても、適当な保護者にその子を引き取ることを連絡し、又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による措置をとることに留意しなければならない。

（保護具の使用）

第五十五条 院長は、保護具を使用したときは、直ちに、その使用について、医師の意見を聞かなければならない。

2 保護具の使用について、院長の許可を受けるいまとまなかつたときは、使用後直ちに院長に報告して、その承認を得なければならない。

3 保護具の使用中は、被使用者に対する観察を履行し、その使用の必要がなくなつたときは、直ちに使用をやめなければならない。

4 保護具を使用した場合には、使用の理由、開始及び解除の日時、使用中の動静その他必要な事項を記録しなければならない。

（面接）

第五十六条 院長は、在院者から処遇又は一身上の事情に関する申立を聞くため、随時、在院者に面接するように努めなければならない。

（不服申立）

第五十七条 在院者は、院長のとつた処置について不服があるときは、法務大臣又は矯正管区の長に書面をもつて申立をすることができる。

（連戻しの援助を求める手続）

第五十八条 院長は、連戻しについて警察官に援助を求めるには、書面によらなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭その他適当な方法によることができる。この場合においては、援助を求める旨の書面をできる限りすみやかに送付しなければならない。

（死亡の通知、仮埋葬）

第五十九条 在院者が死亡したときは、病名、死因及び死亡の日時をすみやかに近親者又はその他適当と認める者に通知し、遺体を引き取らせなければならない。

2 前項の場合において、引取人がないときは、葬儀の上、仮に埋葬しなければならない。

（遺留金品の交付）

第六十条 法第十九条第一項の遺留金品については、すみやかにこれを本人の遺族に交付するように努めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

（資料の六）

昭和三十三年四月十一日国会承認

昭和三十三年五月一日加入寄託

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約

売春及びこれに伴う悪弊である売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなうので、

婦人及び児童の売買の禁止に関し、次の国際文書、すなわち、

1 千九百四十八年十二月三日に国際連合総会で承認された議定書により改正された千九百四年五月十八日の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル國際協定」

- 2 前記の議定書により改正された千九百三十七年五月四日の「娼業ヲ行ハシムル為メ婦女売買禁止ニ関スル國際条約」
- 3 千九百四十七年十月二十日に國際連合總會で承認された議定書により改正された千九百二十一年九月三十日の「婦人及兒童ノ売買禁止ニ関スル國際条約」

4 3に掲げる議定書により改正された千九百三十三年十月十一日の成年婦女子の売買の禁止に関する國際條約が有効であるので、

千九百三十七年に、國際連盟は、前記の文書の適用範圍を拡大する条約案を作成したので、また、

前記の文書を統一し、かつ、千九百三十七年の条約案の内容に望ましい変更を加えたものを具体化する条約を締結することが、千九百三十七年以來の諸事情によつて可能となつていたので、

よつて、締約国は、ここに、次のとおり協定する。

第一条 この条約の締約国は、他人の情欲を満足させるために次のことを行ないかなる者をも処罰することに同意する。

1 売春を目的として他の者を、その者の同意があつた場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去すること。

2 本人の同意があつた場合においても、その者の売春から搾取すること。

第二条 この条約の締約国は、さらに、次のことを行ないかなる者をも処罰することに同意する。

1 売春宿を経営し、若しくは管理し、又は慫慂を知つて、これに融資し、若しくはその融資に関与すること。

2 他の者の売春のために、情を知つて、建物その他の場所又はその一部を貸与し、又は賃貸すること。

第三条 第一条及び第二条に掲げるいずれかの違反行為の未遂及び予備も、また、国内法が認める範圍内で処罰されるものとする。

第四条 第一条及び第二条に掲げる行為に対する加担行為も、また、国内法が認める範圍内で処罰されるものとする。

加担行為は、処罰を免れることを防止することを防止するため必要であるときはいつでも、国内法が認める範圍内で、独立の違反行為として取り扱われるものとする。

第五条 被害者が、国内法に基きこの条約に掲げるいずれかの違反行為に関する訴訟の当事者となる權利を有する場合には、外国人は、内国人と同一の条件でその權利を有するものとする。

第六条 この条約の各締約国は、売春を行う者又は売春を行う疑のある者が特別の登録を行い、特別の書類を所持し、又は取締若しくは通告に關する特別の要件に服する旨を規定しているいかなる現行の法令又は行政規定をも無効にし、又は廃止するため必要なすべての措置を執ることに同意する。

第七条 この条約に掲げる違反行為のために外国で受けた過去の有罪判決は、国内法が認める範圍内で、次の目的のために考慮に入れられるものとする。

1 常習性を証明するため。

2 犯罪者の公権を行使する資格を喪失させるため。

第八条 第一条及び第二条に掲げる違反行為は、この条約のいずれかの締約国の間で締結されているか、又は将来締結される犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされるものとする。

この条約の締約国で、犯罪人引渡について条約の存在を条件としないものは、今後、第一条及び第二条に掲げる違反行為を、これらの国の間において、引渡に係る事件と認めるものとする。

犯罪人引渡は、その請求を受けた国の法令に従つて行われるものとする。

第九条 自国民の犯罪人引渡が法令で認められていない国においては、その国の国民で第一条及び第二条に掲げる違反行為のいずれかを国外で犯した後自国に歸国したものは、自国の裁判所で訴追され、かつ、処罰されるものとする。

前項の規定は、この条約の締約国間における外国人に係る同様の場合について、外国人の犯罪人引渡を認めることができないときは、適用がないものとする。

第十条 前条の規定は、犯罪により訴追を受けた者ですでに外国で裁判を受けたものには、適用しないものとする。ただし、有罪の場合には、服役を完了し、又は当該外国の法令に従つて刑を免除され、若しくは減刑されたものに限る。

第十一条 この条約のいかなる規定も、刑事裁判管轄権の範圍に關する國際法上の一般的問題に対する締約国の態度を決定するものと解してはならない。

第十二条 この条約は、この条約に掲げる違反行為が各国においてその国内法に従つて定義され、訴追され、及び処罰されるべきであるという原則に影響を与えるものではない。

第十三条 この条約の締約国は、自国の国内法及び慣行に従つて、この条約に掲げる違反行為に關する司法共助の囑託書を実施する義務を負うものとする。

司法共助の囑託書の送付は、次の方法のいずれかにより行ふ。

1 司法當局間の直接の通信

- 2 両国の法務大臣の間の直接の通信又は囑託国の権限のある他の当局から受託国の法務大臣への直接の通信
- 3 受託国に駐在する囑託国の外交使節又は領事官經由。その外交使節又は領事官は、司法共助の囑託書を直接に受託国の権限のある司法当局又は同国政府の指定する当局に送付するものとし、かつ、司法共助の囑託書の実施に関する書類は、前記の送付先当局から直接に受領するものとする。

1 及び3の場合においては、司法共助の囑託書の写一通を受託国の上級当局に必ず送付するものとする。
別段の合意がない限り、司法共助の囑託書は、囑託当局の国語で作成しなければならない。ただし、受託国は、囑託当局が正確であることを証明した受託国の国語による翻訳文を要求することができる。

この条約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記の送付方法のうち、自国がそれらの国の司法共助の囑託書のために承認する一又は二以上の方法を通ずるものとする。

締約国が前記の通知を行うまでの間、司法共助の囑託書に関してはその国の現行の手続によるものとする。

司法共助の囑託書の実施により、鑑定人の費用以外のいかなる性質の料金又は費用の支払請求権も生ずることはないものとする。

この条のいかなる規定も、この条約の締約国が刑事事件について、その国内法に反する立証形式又は立証方法を採用することを約束するものと解してはならない。

第十四条 この条約の各締約国は、この条約に掲げる違反行為を調査した結果を整理しかつまとめることを任務とする機関を設置し、又は維持するものとする。

前記の機関は、この条約に掲げる違反行為の防止及び処罰に役だつと考えられるすべての情報を収集し、かつ、他の国の対応する機関と密接な連絡を保つものとする。

第十五条 前条の機関について責任を負う当局は、国内法が認める範囲内で、かつ、その当局が望ましいと認める程度において、他の国の対応する機関について責任を負う当局に次の情報を提供するものとする。

- 1 この条約に掲げる違反行為又はその未遂に関する詳細
 - 2 この条約に掲げる違反行為のいづれかを犯した者の捜査、訴追、逮捕、有罪判決、自認の拒否及び送還に関する詳細、その者の動静並びにその者についての他の有益な情報
- 前記の情報は、犯罪者の人相書、指紋、写真、手口、警察の記録及び有罪判決の記録を含むものとする。

第十六条 この条約の締約国は、その公私の教育、保健、社会、経済その他の関係機関を通じて、売春の防止並びに売春及びこの条約に掲げる違反行為の被害者の更生及び社会的補導のための措置を執り、又はこれを奨励することに同意する。

第十七条 この条約の締約国は、売春を目的とする男女の人身売買を防止するため、出入国に関連して、この条約に基きその義務として要求されている措置を執り、又は維持することを約束する。

締約国は、特に、次のことを約束する。

- 1 出入国者、特に婦人及び児童を到着地及び出発地において並びにその旅行中において保護するため必要な規則を設けること。
 - 2 前記の人身売買の危険を公衆に警告する適当な周知方法を講ずること。
 - 3 売春を目的とする国際的の人身売買を防止するため、鉄道停車場、空港、海港、旅行中及び他の公開の場所の取締を確保するための適当な措置を執ること。
 - 4 前記の人身売買の主犯及び共犯又はその被害者であると疑うに足りる者の到着を当局が知ることができるよう適当な措置を執ること。
- 第十八条 この条約の締約国は、国内法が定める条件に従い、売春者である外国人から、その身元及び身分関係を確かめるため、並びにそれが本国を去らせるに至つたかを知るために供述を取ることを約束する。入手した情報は、それらの者が将来本国に帰国すべきことを考慮し、その本国の当局に通知するものとする。

第十九条 この条約の締約国は、国内法が定める条件に従い、できる限り次のことを行うことを約束する。ただし、国内法に対する違反を訴追し又はこれに対しその他の措置を執ることを妨げない。

- 1 売春を目的とする国際的の人身売買の被害者が、その本国への送還に関する措置を完了するまでの間、生活に困窮するときは、それらの者の一時的保護及び扶養のための適当な措置を講ずること。
- 2 第十八条に掲げる者であつて、本国への帰国を希望するもの、その者に対して権限を行使する者から送還を要求されているもの又は法令に従つて強制退去を命ぜられたものを本国に送還すること。本国への送還は、身元及び国籍について、並びに国境における到着の場所及び日時について送還先国と合意が成立した後のみ実施されるものとする。この条約の各締約国は、その領域のこれらの者による通過を容易にするものとする。

前項に掲げる者が、本国への送還の費用を返済することができず、かつ、本人に代つてその費用の支払を行う配偶者、親族又は保護者を有しないときは、その本国に向つて最も近い国境、乗船港又は空港までの送還費用は、その者が居住している国の負担とし、残余の旅行の費用

は、その本国の負担とする。

第二十條 この条約の締約国は、当該措置をまた執つていないときは、求職者、特に婦人及び児童を売春の危険にさらさないため、職業紹介事業の監督について必要な措置を執るものとする。

第二十一條 この条約の締約国は、この条約の事項に關してすでにその国で公布されている法令並びに今後、毎年、この条約の事項に關して公布される法令及びこの条約の適用に關して締約国が執るすべての措置を國際連合事務總長に通知するものとする。事務總長は、受領した情報を定期的に刊行し、かつ、すべての國際連合加盟國及び第二十三條の規定に従ひこの条約を正式に通報してある非加盟國に送付するものとする。

第二十二條 この条約の締約国の間にこの条約の解釈又は適用に關して紛争が生じ、かつ、その紛争を他の方法で解決することができないときは、その紛争は、いずれかの紛争当事国の請求により、國際司法裁判所に付託するものとする。

第二十三條 この条約は、すべての國際連合加盟國及び經濟社會理事會が招請状を發したすべての他の國の署名のために開放しておく。

この条約は、批准されなければならない、批准書は、國際連合事務總長に寄託するものとする。

第一項に規定する國でこの条約に署名していないものは、この条約に加入することができる。

加入は、加入書を國際連合事務總長に寄託することにより行ふものとする。

この条約において「國」とは、この条約に署名しかつこれを批准し、又はこれに加入する國のすべての殖民地、信託統治地域及びそれらの國が國際的に責任を有するすべての地域を含むものとする。

第二十四條 この条約は、二番目の批准書又は加入書の寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

二番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、又はこれに加入する各國については、この条約は、その國が批准書又は加入書を寄託した後九十日目に効力を生ずる。

第二十五條 この条約の効力發生の後五年が経過した後は、この条約のいずれの締約國も、國際連合事務總長に於て了書面の通告により、この条約を廢棄することができる。

廢棄は、廢棄通告を行つた國について、その通告を國際連合事務總長が受領した日から一年で効力を生ずる。

第二十六條 國際連合事務總長は、すべての國際連合加盟國及び第二十三條に規定する非加盟國に次の事項を通報しなければならない。

(a) 第二十三條の規定に従つて行われた署名並びに受領した批准書及び加入書

(b) この条約が第二十四條の規定に従つて効力を生ずる日

(c) 第二十五條の規定に従つて行われた廢棄通告

第二十七條 この条約の各締約國は、その憲法の規定に従ひ、この条約の適用を確保するため必要な立法上その他の措置を執ることを約束する。

第二十八條 この条約の規定は、その締約国の間の關係においては、前文の第二項の1、2、3及び4に掲げる國際文書の規定にとつて代るものとし、それらの文書は、それぞれ、そのすべての締約國がこの条約の締約國となつた時に終了したものとみなされる。

以上の証憑として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、千九百五十年三月二十一日にニュー・ヨーク州レーク・サクスで署名のために開放されたこの条約に署名した。認証原本は、事務總長がすべての國際連合加盟國及び第二十三條に規定する非加盟國に送付する。

アフガニスタンのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

ベルギー王国のために

ボリヴィアのために

ブラジルのために

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社會主義共和國のために

カナダのために

チリのために

中国のために

コロンビアのために

コスタ・リカのために

キューバのために

チェコスロヴァキアのために

デンマークのために

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

オメロ・ヴィテリ・L

千九百五十年三月二十四日

エジプトのために

エル・サルヴァドルのために

エチオピアのために

フランスのために

ギリシャのために

グアテマラのために

ハイチのために

ホンデラスのために

アイスランドのために

インドのために

千九百五十年十月九日

メキシコのために
オランダ王国のために
ニユー・ジーランドのために
ニカラグアのために
ノールウェーの王国のために
パキスタンのために
ザフルラ・カーン
千九百五十年三月二十一日
パナマのために
パラグアイのために
ペルーのために
フィリピン共和国のために
ポーランドのために
サウデイ・アラビアのために

(資料の七)

法務省令第三十三号

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第十三条の五第四項の規定に基き、婦人補導院組織規程を次のように定める。

昭和三十三年五月十五日

婦人補導院組織規程

法務大臣 唐 沢 俊 樹

(この規程の趣旨)

第一条 法務省設置法第十三条の五第四項の規定による婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

(院長)

第二条 婦人補導院に院長を置く。

2 院長は、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

3 院長は、法務大臣の指揮監督を受けて、院務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(課の設置、所掌事務)

第三条 婦人補導院に庶務課、補導課及び医務課を置く。

2 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一 公文書の接受、発送及び保存に関する事項

二 人事に関する事項

三 経理に関する事項

四 統計報告に関する事項

五 給養に関する事項

六 領置金品に関する事項

七 他の課の所掌に属しない事項

3 補導課においては、次の事務をつかさどる。

一 資質及び環境の調査並びに分類に関する事項

二 入院、退院及び仮退院に関する事項

三 処遇審査会議に関する事項

四 補導計画の作成に関する事項

五 生活指導に関する事項

スウェーデンのために

シリアのために

タイのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

南アフリカ連邦のために

G・P・ジュースト

千九百五十年十月十六日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

- 六 職業の補導に関する事項
 - 七 体育その他レクリエーションに関する事項
 - 八 教科指導に関する事項
 - 九 面会及び通信に関する事項
 - 十 保安に関する事項
 - 4 医務課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 心身の保健指導に関する事項
 - 二 衛生及び防疫に関する事項
 - 三 医療及び看護に関する事項
 - 四 薬剤に関する事項
 - 五 病者及び要養護者の生活指導に関する事項
- (課長)
- 第四条 各課に課長を置く。
- 2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。
- (分院の名称等、分院長)
- 第五条 婦人補導院の分院の名称及び位置は、別表のとおりとする。
- 2 分院に分院長を置く。
- 3 分院長は、院長の指揮監督を受けて、分院の事務を分掌する。
- (執務細則)
- 第六条 院長は、この規程に定めるもののほか、矯正管区長の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。
- 附 則
- この省令は、公布の日から施行する。

別 表

所轄婦人補導院	分院の名称	位 置
東京婦人補導院	栃木婦人寮	栃木市
大阪婦人補導院	和歌山婦人寮	和歌山市
福岡婦人補導院	龍婦人寮	鳥栖市

(二) 通 牒

(資料の八)

厚生省発社第八四号

昭和三十三年四月九日

各都道府県知事殿

厚生事務次官

売春防止法第三章保護更生関係施行に関する件

売春防止法は、昭和三十一年五月二十四日法律第百十八号をもつて公布されたのであるが、この法律は、売春が人としての尊厳を書し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすことにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）に対する保護更生の措置を講ずることによつて売春防止を図ることを目的としている。特に要保護女子については、これを刑罰の対象と考えるよりもむしろ救済の対象と考えるのであつて、明年四月一日刑事処分の施行に先だち、要保護女子の保護更生に努めることにより刑事処分の規定の施行を円滑ならしむることを期して、その第一章総則及び第三章保護更生に関する部分は、本年四月一日から施行され、これに伴う政令も同日公布施行された。国及び地方公共団体は、広く本法制定の趣旨の徹底を図り一般国民の理解と協

力を求めることは勿論、その共同の責任において、その法律の定めるもののほか、公共の福祉に関するあらゆる施設を活用し、もつて要保護女子の更生を援助し、自立のために必要な援助を行わなければならないのであつて、その実施に当り特に貴職におかれては、次の事項に御留意のうえ、所期の目的達成に万遺憾なきを期されたく、命によつて通知する。

記

第二 一般事項

- 一 婦人相談所及び婦人相談員については、設置の義務が課せられているのですみやかにその整備を図ること。
- 二 要保護女子とは、いわゆる赤線区域等において、現に、売春を行つてゐる女子のみをいうのではなく、家出、浮洩等により、転落のおそれのある女子をも広く含むものであること。
- 三 要保護女子の保護更生は、本人のみならず親族、雇主、社会環境等に係る複雑、かつ特殊な問題の解決を要することが多い点にかんがみ、婦人相談所の職員、婦人相談員、及び婦人保護施設の職員の人選については、その適格性を慎重に審査して、これを行うこと。
- 四 婦人相談所及び婦人相談員は、要保護女子の保護更生に関する中核的機関であるので、福祉事務所、民生（児童）委員その他おおむね次に掲げる機関等と常時緊密な連絡を保つように努めるものとする。
- 五 児童相談所、保健所、性病病院、性病診療所、婦人少年室、公共職業安定所、公共職業補導所、警察署、地方検察庁、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、法務局、地方方法務局、保護司、更生保護事業を含むもの、及び人権擁護委員。
- 六 生活保護法、児童福祉法、母子福祉資金の貸付等に関する法律、世帯更生資金貸付制度、職業安定法、労働基準法、更生緊急保護法、犯罪者予防更生法、少年法等は、要保護女子の保護更生について、極めて密接な関連があるので、婦人相談所の職員及び婦人相談員は、その理解に努めるものとする。
- 七 要保護女子の更生は、その能力に適當した職場を開拓し、確保することによつてその金を期し得るのであるから、公共職業安定所、公共職業補導所及び雇主等と密接な連絡を保ち、もつてその理解と協力を深め、職業更生の促進に努めること。
- 八 地域社会の啓蒙指導、調査等については、社会福祉協議会、各種婦人団体等の活動に俟つべきものの多い点にかんがみ、その積極的な協力を要請すること。
- 九 婦人相談所を設置したときは、その名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員の定数等を当省あて報告すること。なお、これを変更したときも同様であること。

九 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設に関し、都道府県の条例、規則等を制定し、又は改廃したときは、そのつど当省あて報告すること。

第二 婦人相談所に関する事項

- 一 婦人相談所の設置場所については、その機能を十分發揮し得るよう特別の考慮を払うとともに、婦人相談所利用者等の心理的影響をも考慮して、慎重に選定すること。
- 二 婦人相談所の所長は、次の各号の一に該当する者のうちから任用するように努めること。
 - 1 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの
 - 2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
 - 3 前各号に掲げる者に準ずる者
- 三 相談及び調査をつかさどる職員は、年令三十年以上のもののうちから任用するように努めること。
- 四 婦人相談所には、おおむね次の基準によつて、職員を置くように努めること。

婦人相談所を置く都道府県	所長	医師	判定を掌る職員	相談及び調査を掌る職員	事務職員	計
東京都及び大阪府	一	一	一	八	二	一三
北海道、埼玉県、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、福岡県、長崎県	一	一	一	五	一	八
その他の県	一	一	一	四	一	七

なお、右基準表による職員の他に、地方交付税法による基準財政需要額の算定基礎の中に事務職員平均一名の費用が見込まれていること及び一時保護を行うために必要な現業職員平均二名程度が、一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用中に見込まれていること。

- 五 婦人相談所の行う一時保護は、要保護女子及びその家庭について、必要な連絡、調査、判定、移送（帰郷を含む。）又は婦人保護施設への収容の手続等をとる場合に行ふこととし、その期間は、原則として、二週間以内とすること。

六 婦人保護施設への収容保護の決定及び廃止は、婦人相談所長をして行わしめることが適當であること。

七 都道府県が婦人相談所を設置しようとする場合は、その名称及び位置、建物その他の設備の規模及び構造、職員の数、収支予算、事業開始年月日等につき当分の間、あらかじめ当事省あて協議すること。

第三 婦人相談員に関する事項

一 婦人相談員は、人格高潔であつて年令三十年以上の真に活動力のあるものうちから任命するよう努めること。

二 売春防止法第十七条第二項によれば「市は婦人相談員を置くことができる」として任意設置の形をとっているがこれは売春環境上その設置を必要とする市について設置義務を課する場合は、その市を定めることが困難なので、この種の規定になつたのであるが、かかる市では、法運用上実際問題として必ず設置することが必要であると考えられるので必ずこれを置くように指導すること。

三 婦人相談員の所屬は、原則として、都道府県の婦人相談員にあつては婦人相談所とし、市の婦人相談員にあつては当該市本庁又は福祉事務所とすること。

四 都道府県の婦人相談員は、売春環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所に駐在して、その法務を行うものとする。

五 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、二つ以上の福祉事務所の所轄区域を、担当することができるものとする。

六 婦人相談員は、その業務に関し、必要な事項について、婦人相談所長又はその担当区域を管轄する福祉事務所に随時報告又は通知するものとする。

七 市の婦人相談員は、常時婦人相談所と緊密な連絡を図るものとする。

第四 婦人保護施設に関する事項

一 婦人保護施設は、都道府県、市町村、社会福祉法人等が設置できるとなっているが、当該施設は、要保護女子の保護更生に必要不可欠のものであるので、都道府県の区域内に必ず一以上これを設置するよう所要の措置を講ずること。

なお、婦人保護施設、経営等については、社会福祉事業法の適用を受けるものであること。

二 都道府県が設置する婦人保護施設については、その経営を社会福祉法人等に委託してはならないものであること。

第五 収容保護に関する事項

都道府県が行う収容保護は、市町村、社会福祉法人の他救世軍、日本基督教婦人矯風会等適當と認める者に委託して行うことができるものであること。

都道府県が、市町村等に収容保護を委託しようとするときは、あらかじめ当事省あて協議すること。

第六 費用に関する事項

本法施行に必要な費用については、別途通知する予定であること。

(資料の九)

蔵銀一一八二号

昭和三十三年九月三日

大蔵省 銀行局長

国民金融公庫 総裁 殿
中小企業金融公庫 総裁 殿

売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資について

売春防止法の全面的な施行にそなえて今般別紙のとおり閣議決定がなされたので、関係業者が健全な生業に転換するために必要な資金については、従来の一般の融資方針に基いて他と区別することなく可能な範囲において融資を行うよう配慮されたい。

別紙(資料の一六)参照。

(資料の一〇)

総審第一八〇号

昭和三十三年九月五日

総理府総務副長官 藤 原 節 夫
警察庁次長 柏 村 信 雄
自治事務次官 鈴 木 俊 一
法務事務次官 馬 場 義 統

知 事 殿

大蔵事務次官	森 永 貞 一郎
文部事務次官	稻 田 清 助
厚生事務次官	田 辺 繁 雄
通商産業事務次官	上 野 幸 七
労働事務次官	中 西 幸 七
建設事務次官	石 破 二 朗

売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について（依命通知）

売春防止法の全面的な施行にそなえて、今般、別紙のとおり、閣議決定がなされたので命に依り通知します。追つて、このことについては、関係各府庁から、それぞれ、所要の指示をする予定ですから、申し添えます。

別紙（資料の一六）参照。

（資料の一）

婦産第二〇五号

昭和三十三年九月十四日

厚生省 社会局長 殿

労働省 婦人少年局長

婦女の就業を助成するための資金貸付制度の設定について

売春防止対策として、転落のおそれある婦人及び更生をのぞむ婦人のうち、職業につく能力あるものについては、可能な限り正業につかせることがのぞましいが、その就業には相当な困難が予想されるので、これら女子の就業を容易ならしめるために特別措置として、就業助成のための資金貸付制度をもうけることは極めて必要であると考へます。この見地から当局においては、かねてより「女子就職助成資金貸付制度」につい

て立案を進めてきたところでありましたが、その実施に関しては、売春防止法の施行に伴い、同法の保護更生に関する所管府たる貴省において総合的な資金貸付制度として設定されることが、婦女の保護との関連において、一層適切であり、また一般保護行政との関連においても運用上一層効果が上るものとの結論を得たので、売春防止法の施行に先だちすみやかに婦女の就業を容易ならしめるための資金貸付制度の設定について立案せられ、その実現をはかられるよう別紙のとおり当局案を御参考に供し、要望いたします。

ついで左の諸点につきとくに御高配をお願いします。

一 資金貸付の対象者は売春婦であつた者に限らず、転落のおそれある者をも含め、もつて売春の未然防止をはかられたい。

二 技能習得のための資金を設定する場合は、習得期間中の生活の保証の方途について適当な措置を請じられたい。

三 資金の貸付と運用に関しては、関係機関との緊密な連絡によつて実効を期するより、とくに都道府県において審議会等を設置する場合は婦人少年室長を構成員に加えられるよう配慮されたい。

なお、本件に関する計画設定その他については、職業の紹介、職業の補導、婦人問題の相談等当省の所管事項と関係が深いことでもありますから成案を得るに当つてはあらかじめ御連絡下さるようお願いいたします。

（別 紙）

女子就職助成資金貸付制度による資金貸付要綱案

一 趣旨

この制度は、売春の防止をはかるため、転落のおそれある女子並びに更生をのぞむ女子に対し、資金の貸付を行うことによつて職業につくことを容易ならしめ、もつて、その経済的自立を助成することを目的とする。

二 対象者

貸付の対象者は左の各号に該当するもので、警察並びに一般行政機関、社会福祉関係施設等において発見または相談を受けたものであつて、職業につく意思と能力を有し、就職の見込み確実なものとする。

- (1) 第三者によつて売春におちいりやすい業務に従事することを契約された女子
- (2) 売春におちいりやすい業務に従事する女子で転業を希望する者
- (3) 更生施設等に収容されている女子で、一般社会への復帰が確実と認められた者
- (4) その他放置すれば、売春におちいりおそれのある者

三 貸付の方法

- (1) 都道府県が対象者個人に貸付けるものとする
- (2) 貸付審査機関として、都道府県に関係行政機関職員、学識経験者をもつて構成する「女子就職助成資金貸付審査会」(仮称)を設けるものとする。

四 貸付の種類

貸付ける資金(以下「貸付金」という。)の種類は左の各号にかゝけるものとする。

- (1) 就職の支度に関し要する資金(以下「就職資金」という。)
- (2) 就職するために必要な知識及び技能の習得に要する資金(以下「技能習得資金」という。)
- (3) 技能習得資金の貸付をうけて前号に規定する知識及び技能を習得している期間中の生活の維持に要する資金(以下「技能習得に伴う生活資金」という。)

五 貸付の限度

貸付金の額及び貸付期間は左の各号にかかけるとおりとする。

- (1) 就職資金の貸付は一時金として二〇、〇〇〇円以内
- (2) 技能習得資金の貸付は知識及び技能を習得する期間中一年以内を限度とし月額二、五〇〇円以内
- (3) 技能習得に伴う生活資金の貸付は月額三、〇〇〇円以内

六 保証人

貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人をたてなければならない。

前項の保証人となつた者は、貸付を受けた者の貸付金及び十二に規定する連約金について保証債務を負うものとする。

七 貸付の決定

- (1) 資金の貸付を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。
- (2) 都道府県知事は、資金の貸付の申請があつたときは「女子就職助成資金貸付審査会」(仮称)の意見をきいて貸付について決定する。

八 貸付金の据置期間

貸付金の据置期間は左のとおりとする。

- (1) 就職資金については、貸付をうけ就職した日から六カ月間
- (2) 技能習得資金については、習得期間を過ぎて最初に就職した日から六カ月間

但し習得期間を過ぎて一年以内に就職しなかつた者については習得期間満了後一年間

- (3) 技能習得に伴う生活資金については(2)におなじ

九 償還の期限

貸付金の償還期間は左のとおりとする。

- (1) 就職資金については、据置期間経過後五年以内
- (2) 技能習得資金については、据置期間経過後十年以内
- (3) 技能習得に伴う生活資金については(2)におなじ

十 償還の方法及び利率

貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還、月賦償還の方法で元利均等償還によるものとする。

貸付金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年三分とする。

十一 一時償還

都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が左の一に該当する場合には五の貸付期間並びに九の償還期限の期定にかかわらず当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき

十二 連約金

都道府県は貸付金を受けた者が支払期日に償還金を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日四銭をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した連約金を徴収する。

但し、当該支払期日に支払わなかつたことにつきやむを得ない事由があると認められるときはこの限りでない。

十三 貸付の停止

都道府県知事は、左にかかせる場合には「女子就職助成資金貸付審査会」(仮称)の意見をきいて、将来に向つて貸付金の貸付をやめること

ができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
- (3) 貸付を受けている者の動向が貸付の目的を達する見込みがないと認められるとき

(資料の二二)

社発第六二三号

昭和三十三年九月二十日

厚生省社会局長

各都道府県知事 殿

売春防止対策本部等の設置について

標記については、八月三十日の閣議決定にもとずき、九月五日総審第一八〇号総理府総務副長官他関係各省庁事務次官等連名通達「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について」をもつて通達されたところであるが、その任務組織等については概ね左記要領によられた。

なお、設置した場合は直ちに設置要綱等を当省宛報告されたい。

記

一 設置

都道府県売春防止対策本部設置要綱

売春防止法の全面施行にそなえて啓発宣伝、婦女の保護更生、関係業者の転廃業、取締の強化等の諸施策を一層強力に推進する必要があるので、都道府県に売春防止対策本部（以下「地方本部」という。）を置く。

二 任務

- 1 売春防止法の趣旨の啓蒙に努めるとともに売春防止に関する諸施策の推進を図ること。

三 組織

- 2 関係行政機関の行う売春問題対策の実施について連絡協議すること。

- 1 地方本部は、本部長、副本部長及び部員をもつて組織する。

本部長は都道府県知事、副本部長は副知事をもつてあてゐる。

部員は次に掲げる者の中から都道府県知事が任命又は依頼する。

- 総務部（局）長
- 民生部（局）長
- 衛生部（局）長
- 労働部（局）長
- 商工（経済）部（局）長
- 教育長
- 警察本部長
- 検事正
- 家庭裁判所長
- 法務局長又は地方法務局長
- 保護観察所長
- 婦人少年室長

- 2 地方本部に幹事を置く。

幹事は関係行政機関の職員のうちから都道府県知事が命じ又は依頼する。

幹事は、本部長及び副本部長及び部員を補佐する。

四 部会

地方本部に次の部会を置く。

婦人保護対策部会

取締対策部会
転業対策部会

五 庶務

地方本部に関する事務は、民生主管部（局）においてつかさどる。

六 運営

地方本部の運営その他必要な事項については、本部長が定める。

七 その他

- 1 地方本部未設置の都道府県にあつては、昭和三十二年十月一日から発足し得るよう措置すること。
- 2 経費については別に定める基準により国庫補助を行うので必要な予算措置等を講ずること。
- 3 従来の婦人保護対策連絡協議会は、地方本部の婦人保護対策部会に発展吸収せしめること。

売春対策推進委員設置要領

一 設置

婦女の保護更生と売春関係業者の転廃業等が予期の成果をあげていない現状にかんがみ、売春防止法の趣旨の普及、関係諸施策の実施を更に強力に推進させるため、都道府県に、売春対策推進委員（以下「委員」という）を置く。

二 所掌事務

委員は、売春防止法の趣旨の啓蒙及び婦女の保護更生の諸施策を推進するとともに売春関係業者の健全な生業への転換につき相談に応ずるものとする。

三 定数及び任命

委員の定数は七人（又は五人）以内とし、売春対策に関し識見のある者のうちから都道府県知事が任命する。

四 勤務

委員は非常勤とする。

五 その他

- 1 昭和三十二年十月一日から発足し得るよう措置すること。

- 2 設置に伴い必要な経費については、別に定める基準により国庫補助を行うので必要な予算措置を講ずること。

（資料の二三）

総審第二六三号

警察庁乙刑発第一八号

厚生省発社第二〇五号

労働省収婦第六七号

昭和三十二年十二月六日

各 都 道 府 県 知 事 殿

売春関係業者の転業の指導について

売春防止法の全面施行を三ヶ月余の後に控え売春関係業者の転廃業の気運も漸く盛り上りつつあるが、業者の転業については、特に左記事項に留意して、売春防止法の全面施行以前において、世論の納得するような転業を早急に行わしめるよう指導されたい。

記

一 転業する業種については、売春の可能性のない健全な業種（例えば運送関係事業、理容又は美容業、クリーニング業、遊技場営業その他一般の商工業等）へ転業するよう積極的に勧奨指導を行うものとする。

二 関係業者が集団的に接客関係事業に転業することは、将来、営業として成り立ち得ないおそれもあることを考慮して、同一地区においては、なるべく多種多様の業種に分散して転業するよう指導を行うものとする。

総 理 府 総 務 副 長 官
警 察 庁 次 長
厚 生 事 務 次 官
労 働 事 務 次 官

三 関係業者が相当密集して広汎な地域に営業してきたもので総合的な娯楽地域の建設を希望するものについては、健全な大衆娯楽地域たるにふさわしい諸営業を集团的に安排して配置する等適切な指導を行うものとする。

四 接客関係事業に転業する場合においては、現在雇用している従業婦を引続き雇用することは極力避けるよう勧奨指導を行うものとする。

五 接客関係事業に転業しようとする者に対しては、転業後においては売春その他善良の風俗を害する行為は許されず、もし違反した場合においては、関係法令に照らし、嚴重に処分されるものであることを充分に周知徹底せしめるものとする。

六 転業する業種で行政庁の許可、認可等を必要とするものについては、次の各号によるものとする。

- (1) 質屋営業及び古物商
質屋営業法及び古物営業法による質屋営業及び古物商については、その許可について法律に違反しない限り、できるだけ便宜をはかるものとする。
- (2) 遊技場営業
まあじやん屋、ばちこ屋等の遊技場営業の許可については、風俗営業取締法に基く条例の許可基準に合する限り、できるだけ便宜をはかるものとする。
- (3) 有料職業紹介事業
職業安定法による有料職業紹介事業の許可に当つては、これらの業種が一般の営業とその性格を異にすることにかんがみ、その許可については、慎重に審査の上許可を決定するものとする。
- (4) 旅館業、下宿業等
旅館業法による旅館業、下宿業等の許可に当つては、政令で定める構造設備の基準につき、部分的に充足していない場合であっても、一定の期間内に適合せしめる等適宜の条件を附して許可を与えるものとする。
- (5) 飲食店営業等
食品衛生法による飲食店営業等の許可に当つては、食品衛生上支障のないものについては、従前通りの方針により許可を与えるものとする。
- (6) 風俗営業
遊技場以外の風俗営業の許可に当つては、風俗営業取締法に基く条例の規定に照らし、具体的に検討の上、売春を行うおそれのないもの

に つ い て の み 許 可 を 与 え る も の と す る。

(7) その他

その他法令により許可等を必要とする業種に転業を希望するものについては、特に前歴等により差別的な取り扱いをすることのないよう留意するものとする。

(資料の一四)

発衛第五〇八号

昭和三十三年十二月二十一日

厚生事務次官

各 都 道 府 県 知 事
政 令 市 長 殿

要保護女子に対する性病治療特別対策について

売春防止法の全面的な施行を明年四月一日に控えて、これが施行の円滑を図るため、各種の施策が行われているが、今般その一環として標記の特別対策を別添実施要綱に基いて実施されたく、格別の御配慮をわずらわしい。

(別 添)

要保護女子に対する性病治療特別対策実施要綱

一、趣 旨

昭和三十三年四月一日を期して売春防止法が全面的に実施されるにあたり、性病に罹患している要保護女子を公費で治療しもつてその更生に万全を図るものとする。

二、対 象

売春防止法第十六条第一項にいう要保護女子であつて、更生の意志が認められるものとする。

三、健康診断及び治療の実施機関

性病予防法第十六条に規定する施設及び保健所（以下単に「施設」という。）で実施するものとする。ただし、地域の特殊性により前項の施設において実施しがたいときは、適当な診療機関に実施を委託することができる。

四、実施期間

昭和三十三年十二月一日から昭和三十三年三月三十一日までとする。

五、実施要領

(1) 対象の把握

民生部（婦人相談所及び婦人相談員を含む。）警察等関係諸機関と連絡を密にして更生の意志が認められる要保護女子を把握すること。

(2) 勧奨

(1)により把握した要保護女子に対しては健康診断及び治療の受診について強く勧奨を行うとともに関係諸機関からの要保護女子に対する今回の特別措置の趣旨の徹底及び受診意欲の向上についても協力を求めること。

(3) 健康診断

健康診断は性病予防法施行規則第五条に定める方法に準じて実施すること。

(4) 治療

治療は前項の健康診断の結果発見された性病患者について、性病治療指針（昭和三十三年三月二十日保発第一八号の一、保険局長、公衆衛生局長通達）に定める方法に準じて実施すること。

(5) 移動

治療は当該対象者の健康診断を実施した施設で行うことを原則とするがやむを得ない理由によつて当該対象者が移動する場合には、証票（別紙様式）を持参せしめることとし、移動後において治療を継続する場合の取扱を円滑ならしめるよう留意すること。

六、予算

国庫は、都道府県（政令市）がこの特別対策のために支出する費用に対して、予算の範囲においてその三分の二を補助するものとする。

(別 紙)

現住所	
新住所	
氏名	生年月日
健康診断成績 (病名)	
現在迄の治療状況	
県(市)	氏名 印

(三) その他

(資料の一五)

売春対策推進委員の設置に関する件

(昭三二、七、九 厚生大臣決定)

一 設置

売春対策を強力に推進するためには、売春防止法の趣旨の普及徹底をはかるとともに婦女の保護更生と売春関係業者の転廃業の推進等により売春環境の浄化をはからなければその実を挙げ得ない実情にかんがみ、厚生省に、臨時に売春対策推進委員（以下「委員」という。）を置く。

二 所掌事務

委員は、売春防止法の趣旨の啓蒙に努めるとともに婦女の保護更生と売春関係業者の健全な生業への転換の相談に応ずるものとする。

三 定数及び任命

委員の定数は五人とし、売春対策に関し識見がある者のうちから厚生大臣が任命する。

四 勤務

委員は、非常勤とする。

売春対策推進委員（昭和三十二年七月九日発令）

磯	村	英	一	東京都立大学教授（元東京都民生局長）
田	辺	繁	子	売春対策審議会委員、専修大学講師
松	原	一	彦	売春対策審議会委員（元法務政務次官）

阿	部	広	三	郎	名古屋市商工会議所常議員
菅	原	通	清		売春対策審議会委員、常盤山文庫理事

(資料の一六)

売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について

(昭三二、八、三〇 閣議決定)

売春防止法は、明年四月一日から全面的に施行されるのであるが、同法公布後、今日までにおける関係業者の転廃業及び婦女の保護更生等の状況に鑑み、同法の全面施行にそなえ、左記事項を強力に実施するものとする。

記

- 一 売春防止法は、明年四月一日を以て、刑事処分に関する規定が施行されることにより、いよいよ、全面的に実施されることを一般に周知徹底せしめること。
- 二 売春防止活動の地方における推進体である売春防止対策本部を整備強化し、いまだ設置していない都道府県に対し、速かにその設置を為さしめるよう措置するとともに、都道府県に対し、民間適任者をもつてする売春対策推進委員を設けるよう措置すること。
- 三 婦人保護施設を設置していない道府県に対し、早急にその設置を為さしめるとともに、なお、法の全面施行期日前に、都道府県において、更に必要な収容力を速かに増加できるよう措置すること。
- 四 業者が健全な生業に転換するに当り、資金を必要とする場合においては、公私の金融機関において、その融資方針に基き可能な範囲内で融資を行うものとする。
- 五 売春を常習とする者のうち、性病にかかっているものに対しては、これを根治せしめるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 六 明年四月一日前においても、現行関係法令に基く所要の処置を行うものとする。

(資料の一七)

売春防止法の一部を改正する法律案に関する附帯決議

(昭三三、三、六 衆議院法務委員会)

売春防止法(本改正案を含む)の立法趣旨にかんがみ、政府は、裁判所等の意見をさんしやくして補導処分制度の運用に関し、可及的速かに、裁判所調査官制度を調査、検討すべきである。

(資料の一八)

売春防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(昭三三、三、一七 参議院法務委員会)

本法案の規定する補導処分は、本人の身体を拘束して、補導矯正を図る新たな保案処分であるにかんがみ、政府は、婦女子の基本的人權を尊重してこれを運用すべきは勿論、なお運用の適正妥当を期するため、可及的速かに裁判所調査官による判決前調査制度の法制化について検討すべきである。

(資料の一九)

婦人補導院法案に対する附帯決議

(昭三三、三、一七 参議院法務委員会)

本法案の規定する補導処分の本質および目的にかんがみ、政府は、婦女子の基本的人權を尊重して、婦人補導院法の運用に当り、徒らに自由を拘束することのないよう特に留意し、具體的運用において、その実を挙げ得ない場合は可及的速かにその改正案を提出し得るよう検当すべきである。

三、各機関からの建議その他

(資料の二〇)

意見具申第二号

昭和三十三年五月六日

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

売春対策審議会会長 菅 原 通 済

売春防止対策を推進するための機構について

売春防止法の目的を完全に実施するため、特に、最近における関係業者の転業問題の実情にもかんがみ、これを含めて、売春防止対策を強力に実施する必要があるので、すみやかに、政府部内に、民間からも適任者の協力を得て、売春防止対策を推進するための機構を設けられるよう、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

(資料の二一)

意見具申第三号

昭和三十三年八月七日

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

売春対策審議会会長 菅 原 通 済

売春防止法の完全実施について

本審議会は、本年五月六日、意見具申第二号をもつて、政府部内に売春防止対策を推進するための機構を設けられるよう要望したのに対し、

政府は、この意見具申に基き、厚生省に売春対策推進委員会を置き、諸対策に努力せられていくことは、まことに意を強くするところである。然しながら、世上一部に、売春防止法の刑事処分関係規定の施行期日が延期されるのではないかという風評もあり、重大な関心を持つものである。

よつて政府におかれては、既定方針に基き売春防止法を完全実施するため、速やかに保安処分に関する立法措置を含む適切な対策とこれに伴う予算措置を講ずるよう、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

(資料(二))

意見具申第四号

昭和三十三年九月十八日

売春対策審議会会長 菅 原 通 済

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

売春防止法の全面施行にそなえての必要措置について

売春防止法は、要保護女子の保護更生に関する規定の施行を先行せしめ、刑事処分に関する規定の施行については、二年間の猶余期間を置いて、その間、諸対策を総合的に実施することにより、同法の円滑な施行を期したのであるが、同法の完全実施を僅か六月の後に控えているにもかかわらず、その対策は遅々として進まず、例えば東京都の一部、新吉原の如きは、昨年五月に比し、かえつて従業婦一七三名の増加を見ている状況であり、業者の転廃業についても、本年六月以降はとみに停頓して、今なお、六%に達しない実情であることは、売春対策について一年数ヶ月を空費した感があり、このような事態はまことに遺憾である。

よつて、本審議会は、売春対策上、特に重要な保安処分、保護更生及び転廃業対策について審議の必要を認め、三分科会を設けて鋭意審議の結果、差当り必要な措置として左記のとおり結論を得たので、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

記

一 保安処分対策については、別紙「売春防止法の一部を改正する法律案(補導処分等)要綱案」及び「婦人補導院法案要綱案」に基き、速かに立法措置を講ずるものとする。

二 保護更生対策については、売春防止法によりその設置を義務づけられた婦人相談所すら、未だその措置を見ない県があること等の状況にかんがみ、同法の全面的施行に支障を来す虞もあるので、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 婦人相談所未設置の県に対しては、直ちにその開設を促す強硬な措置をとること。
- 2 婦人相談員の設置が定数に達しない府県市に対しては、定数までの設置につき必要な措置をとること。
- 3 婦人保護施設の設置は、本法の施行上欠くべからざるものであるが、国の昭和三十三年度婦人保護施設予算の施行状況をみるに、一部少数の府県が具体的設置計画をたてたのみで、他の大多数の府県はその計画さえない状況である。

よつて政府は、未設置府県を督促し、右予算の速かな施行を図るよう、強力に指導すること。

このため必要に応じ、婦人保護施設は、これを、都道府県の義務設置とするよう、法の改正を考慮すること。

4 なお、今日までの関係業者の転廃業及び婦女の保護更生の状況よりみて、法の全面施行期日たる明年四月一日間近に要保護婦女の増加が予想されるので、昭和三十三年度予算に計上された施設の外、本年度中に、更に各都道府県に必要な婦人保護施設の増設を図るため、予備費支出を考慮すること。

三 転廃業対策については、この際更に、これを推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 閣議決定をもつて、各都道府県及び五大市に売春防止対策本部をおくよう、各都道府県知事及び五大市長に通達するものとする。
- 2 業者自身の資力による自主転廃業を基本とし、その金融のために特別な枠で融資の操作をするようなことはできないが、健全な転廃業をする者に対しては、公私の金融機関に於て、差別待遇をせず、公平かつ親切に、融資の斡旋をなし、又はその他転業に必要な措置を講ずるものとする。

なお、業者がこの線にそつて、早く転廃業の方針を決定するよう、勧奨するものとする。

(資料(三))

意見具申第五号

昭和三十三年十月十六日

売春対策審議会会長 菅 原 通 済

内閣總理大臣 岸 信 介 殿

性病対策について

売春防止法の制定を契機として、性病に関する国民の関心はいちじるしく高まってきたが、これまでの性病予防対策は、必ずしもその成果を十分に収めてきたとはいえない実情であるから、政府は、性病の絶滅に向つて格段の努力をなすべき時期にきていると考える。

一方、明年四月の売春防止法全面施行により、売春を行う者の絶対数が減少し、その接触率も低下すると思われるので、性病の発生も又下降の途をたどるものと考えられるのである。

これらの事情にかんがみ、この際、これを好機として、政府は純潔教育を一層徹底するとともに、性病の予防、治療に関する知識の啓発、接触者調査等感染源の追求、特に治療費の全額公費負担による完全な治療の徹底等を根幹として、性病予防対策を一段と拡充強化する必要があると認める。

よつて政府は、性病予防法に係る所要の改正案とこれに要する予算を策定し、来る通常国会に提出して、その実施を期するとともに、さしあたり、売春を常習とする者のうち、性病にかかっているものに対しては、これを根絶するため、ただちに適切な措置を講ずよう、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

(資料の二四)

意見具申第六号

昭和三十三年一月十日

内閣總理大臣 岸 信 介 殿

売春対策審議会議長 菅 原 通 済

売春対策に関する関係各省庁の昭和三十三年度予算査定額について

売春防止法の全面施行にあたり、婦女の保護更生の責をあげるとともに、取締の完璧を期するためには、厚生省関係では、婦人相談所及び婦人保護施設の新設、婦人更生資金の貸付、婦人相談員の活動及び性病予防等に関する予算等、労働省関係では、転落防止のための婦人問題相談

の強化、職業補導、職業紹介の実施等に要する予算等、法務省関係では、婦人補導院、更生保護相談室等に関する予算等、警察庁関係では、必要な取締に要する予算等売春対策に必要な予算を充実することは、政府当然の責任である。

然るに、今次の第一次予算査定によれば、政府の売春防止法実施に対する関心がうすく、いささかの積極的な考慮も払われていないと認められることは、まことに遺憾なことである。

よつて、本審議会は、速かに予算上適切な措置をとられるよう、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、政府に対し、深甚なる考慮と反省を促す次第である。

(資料の二五)

昭和三十三年十月

性病予防東海聯盟

売春防止法制定に伴う転廃業に関する要綱

第二十四国会に於て通過したる「売春防止法」は、昨年五月二十四日法律第一一八号を以つて公布せられ本年四月一日より施行、明年四月以降は売春業者に対し加重なる刑罰を科せられることとなりその時期の到来も目捷の間に切迫した。

「売春防止法」の制定は、過去数百年に亘る我國の公娼及び準公娼制度に対し仔細にその由来、国情、現非等を究めず、只表面の「文化」に名を籍りて假借なくこれを抹殺せんとする風俗史上全く理不尽の革命であると共に、売春防止法は立法措置のみ先行して施行に必要な予算及び行政措置の著しく欠陥せる非民主的法律であると思われる。

然し、吾々は素より法治国における善良なる国民として本法及びその制定の主旨に違ひ、本要綱に基き売春企業と目される従来の経営より脱皮し社会の時流に即したる健全にして明朗なる適業へ完全転業を遂げんとするものである。

転廃業の基礎的事項

業者は、次に掲ぐる事項の徹底を期し、企業としての売春組織は勿論売春の容疑ある経営面より脱皮し健全なる業態に転廃業すること。尚従業婦女子についても売春の機会より絶縁し、明朗なる就業を為す機軸をすること。

(転廃業の基本)

二、転廃業に際しては最先第一に左の事項（三原則）を実践すること。

- 1 売春企業の放棄
企業化したる既存の売春組織又は形態を解消するは勿論その容疑を受けるが如き経営面より完全に離脱すること。
- 2 従業員に対する解雇通告
企業を放棄したる以上従来如き就業員の存在は、却つてその誤解を招き易き為め現在の従業員は一様にこれを解雇すること。
- 3 前借金の特引宣言
前借金に対しては既にその請求権を放棄しているも、この際改めて特引の再確認をすること。

就業員に対し解雇通告又は前借金の特引宣言は、転業の完了と同時にその地域における監督、取締官庁の首長又は係官の立会を要請して行うこと。

（転廃業の時期）

二、当聯盟に存りては昭和三十二年十二月末日迄に転廃業の措置を為すこと。

（積極的転廃業）

三、政府等よりの融資又は特別措置等の経済的援助及び補導等は極めて困難なる現況に鑑み、自力と組合の資力に依り積極的に転廃業すること。

但し、各地域一律に一定の方向又は業種に転ずるものではなく、地方の特性と実情に応じ且つ地域の広狭、その環境、経済力等諸般の条件を勘案して決定すべきこと。

（円滑なる行政措置の要請）

四、転廃業に關しては政府の指示により、各県毎に設置を予想せらるる「転廃業対策本部」及び関係官庁等と、篤と折衝又は陳情の上その許可等の行政措置を受くべきものについては、前歴等による疑念を捨て、たとえ所定基準に欠くるものもあるも極力条件又は期限を附して合致せしむる等の特別取扱を要請すること。

（従業員の変更、保護）

五、転廃業に伴う従業員女子の失職者に対する就業問題については、予算又は施設等に於ても限度ある政府機関のみに依存し得ざる現状に鑑み、若し当局に於て收拾し難き場合は本人の希望等を基調とし、関係方面とも克く連絡、協商し優先的に新転業態に受け入れ健全なる生活へ

の方途を補導、助成すること。

（東海聯盟の解散）

六、転廃業の結果により、必然的に業種の分散を来すにつき、従来の如き共存を目的としたる統制、連絡等の必要性尠き為め「性病予防東海聯盟」の解散を行うこと。

転廃業の実施要項

- 一、転廃業の計画は、組合毎に一つの健全なる飲業地帯建設を目的とし、接客業に転業することを考慮すること。
- 二、組合は、組合員各個の転廃業についての計画を樹て其の指導と実施に当るものであるが、此の際に組合の共同経営としての新事業が成立する可能性を検討し、なる可く多くの事業を経営し多数の組合員たる業者が之に参与するよう考慮すること。
- 三、従来の組合施設に対しては、転業上共同利用又は他に転用の方途を講ずる機極力推進すること。
- 四、転業資金については自己資金を充つる事は当然であるが、組合に余裕ある場合は之を活用し、更に組合は組合員を統合し融資の斡旋につき努力すること。

転業に依る新営業形態（綜合施設を除く）

各地区毎の特殊性、環境其の他の諸種の条件を勘案し次に掲ぐる各形態（例示）を基本として選定するものとする。（例示以外の業態への転業については省略する）

- | | |
|--------------|-------------------|
| 一、カフェー、キャバレー | （風俗営業法） |
| 二、料理業 | （ " ） |
| 三、飲食店 | （食品衛生法） |
| 四、旅館 | （旅館業法） |
| 五、下宿業 | （ " ） |
| 六、貸席（待合） | |
| 七、喫茶、スタンドバー | |
| 八、トルコ風呂 | |

(転業上特に留意すべき事項)

転廃業に対する細部の事項は、各県連又は各地区毎に協議検討の上決定すべきも、特に左の事項については慎重にこれを考慮すること。

- 1 経営に当りては、使用者たると雇人たるとを問わず、些も売春の仲介、斡旋等の疑惑を招くが如き行動を為さざること。
- 2 構造設備の改装については、法令に準拠すべく整備し、「売春の行われる変形的設備」にあらざる様充分留意すること。
- 3 従業員(女中、女給、ボーイ等)に対しては前借金又は歩率配分制を全廃(嚴禁)し、固定給与制とすること。
但し、客の飲食料金に應じ一定の歩合給を併給することは差支えない。

- 4 現在雇傭の従業員は、売春の前歴ありとしてその容疑を受くべき懸念多きにつき、なるべく使用することを避け若し已むを得ざる事情ありてこれを使用せんとするときは、果婦人相談所等の了解を求むる等の方法を講ずること。

- 5 宿泊、下宿料(旅館、下宿)、席料(貸席待合)、飲食物の料金、サービス料、指名料、テーブル料及び施設の利用料金等については各地区毎に、同種業態転業者間に於て「社会の容認する金額」にて協定又は取極めの上明示すること。

転廃業の徹底に関し当局の要望事項

- 一、当聯盟は結成以来十余年の長きに亘り性病の予防、納税、防犯其の他の国策に対し引続き全幅的に支援又は強力に之を實踐し来り、今次の転廃業に関しても本要綱により卒先、完全転廃業を推進すべきも何等強制力無き任意組合の統合なるが為め、死活に繋がる転廃業に関する限りこれが指導に従わず潜入偽装的廃業の挙に出でんとする者無きを保し難きにつき、若し斯る者ありたる場合は当局の嚴重なる取締を切望する。

- 二、法令の均等施行の見地より、政府並に業務担任当局の取扱措置は傘下当業態者(赤線)のみを目して転廃業せしめ類似業者(青線、白線等)に対してはそのまま看過せらるるが如きことは万々あらざること確信するも、若し現況のまま放置せらるるが如きことありとせば多大の忍苦と犠牲とを甘受して完全廃業したる当業態者(赤線)は所謂「正直者のみが馬鹿を見る」こととなるを以つて、願わくば当業態者の転廃業完了後は、現存する類似業者に対し仔細に内容等を探索し、取締の徹底を期し速かにその存在を一掃せられんことを希求する。

(資料G11H511)

昭和三十三年十月七日

全国性病予防自治会

理事長 鈴木 明

同転業対策及生活確保委員会

委員長 石田 清

厚生大臣 堀 木 鏡 三 殿

売春防止法制定に伴う業者転廃業に関する要綱

売春防止法制定に伴う業者転廃業に関し、本会所属業者は、全会一致で左記要綱を決議し転廃業をすることを決意致します。

記

売春防止法制定に伴う業者転廃業に関する要綱

昨年五月第二十四国会に於いて「売春防止法」が制定せられた。これは過去数百年に亘る我が国の公娼制度及び準公娼制度を完全に抹殺するにわば風俗革命である。昭和三十三年四月以降は売春業者に対して、刑事罰が科せられることになりその時期まであと半年を余すのみとなった。我々業者は本法制定の趣旨に従い、完全なる転業を断行し社会の要求に応じた健全にして明朗な社会の建設に進むものである。

転廃業の基礎的事項

(完全転業)

- 一、業者は企業としての売春組織を廃棄し、健全な業態に転ずる。この結果、売春の強要及び契約等は以後一切根絶される。

(資金)

- 二、転廃業の実施に当つて、直ちに当面する資金問題については、自力と組合の資力に俟つべきものとする。

(許可)

- 三、転廃業に当つては、行政措置(許可、認可等)につき政府はできる限りの便宜を払われた。

(従業員)

- 四、転廃業に伴う従業員女子の失業問題については、政府機関によるばかりでなく新業態に収容してその生活保障に努める。

転廃業の実施要領

A 総合施設形態

一、転廃業計画のうち、総合形態をとるものは組合毎に一つの健全なる歓楽地指建設を目的とし、出来得れば、総合施設を中心として各種サービス業、飲食業等に転業することを計画する。

二、組合は、組合員各個の転廃業についての計画を樹て、その指導と実施に当るが、この際に組合の共同経営としての新事業が成立する可能性を検討し、なるべく多くの事業を経営し、多数の組合員たる業者がこれに参加できるよう計画する。

その二、三を例示すれば、

- 1 総合大衆浴場（各種娯楽機関、美容及び飲食物品販売施設等を含む。）
- 2 伝統的な名所、古蹟、史実等を中心とし、観光を加味した観覧施設。
- 3 各種娯楽、集会、スポーツ等の機関を網羅した総合センター。
- 4 遊芸、歌舞、音曲等の演舞場。
- 5 映画館、テレビスタジオ、劇場等。

三、転業資金については、自己資金を充てることは勿論であるが、組合に余裕ある場合はこれを活用し、更に組合は、組合員を総合し、融資の斡旋について努力する。

B 個人経営形態

次に掲げる各種形態を基本として、各地区毎の特性に応じ選定するものとし、それぞれの法令に準拠し、特に従業員の行動に関しては注意を払い、いやくも売春の疑いある行為は勿論、これが仲介斡旋等の虞れがないよう指導する。

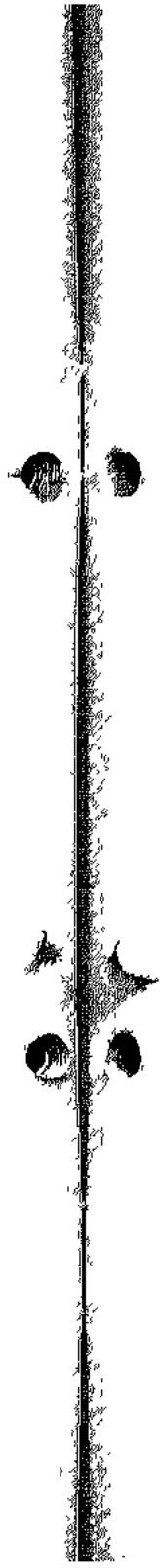
一、カフェー、キャバレー形態（風俗営業）

（一）の場合

- 1 従業員（女給、ダンサー、ボーイ等）の傭い入れについて、前借金は勿論廃止しこれに固定給を支払う。
- 2 客に提供する飲食の料金、サービス料、指名料、テーブル料等は各地区毎に施設その他諸種の条件を考慮して協定明示する。
- 3 経営者は既設の設備を利用し、従業員の宿舍を設け、本人の希望に応じこれを収容することができる。

二、料亭（風俗営業）飲食店（食品衛生法）形態

- 1 従業員（仲居、女中等）の傭入れについては、前借金は勿論廃止し、「サービス料」「指名料」をその収入とする。
- 2 客に提供する飲食物の料金、席料等は、各地区毎に施設その他諸種の条件を考慮して協定明示する。



三 旅館形態

3 経営者は、既設の設備を利用し、従業員の宿舍を設け、本人の希望に応じこれを収容することができる。

- 1 法規に準拠した旅館営業とする。
- 2 宿泊料金に関しては、各地区毎に協定明示する。
- 3 従業員（女中）の「サービス料」は本人の収入とする。

四 貸席、御茶屋

- 1 法規に準拠する席貸料とし、一定の席料を徴収する。

右席料は各地区毎に施設その他諸種の条件を考慮して協定明示する。

2 従業員（女中、仲居等）の行動に関しては、特に注意を払い、いやくも売春の疑いある行為は勿論、これが仲介周旋等の虞れなきよう指導奨励する。

右要綱を厳守することを決議致しました。

四、売春関係資料目録（官庁関係）

この目録は、さきに発刊した「売春に関する資料——第二号——」の売春関係文献目録の追加として、昭和三十一年一月以降あらたに刊行されたものをとりまとめたものである。

発行官庁名	資料名	発行年度
法務省（刑事局）	世界娼婦事情——国際娼婦協会報告——	昭和32
労働省（婦人少年局）	売春問題相談業務報告書	32
“	売春に関する資料（第二号）	32
“	売春婦の転落原因と厚生の問題——実態調査結果報告——	32
総理府（審議室）	売春問題に関する世論調査	32
売春対策審議会	売春対策関係資料（昭和三十一年三月）	32
“	“（昭和三十一年十月）	32
“	“（昭和三十一年三月）	33
国立国会図書館（調査立法参考局）	フランスの売春問題	33

五、統計資料

(一) 全国売春関係地域数、

昭和32年4月30日現在

都道府県別		組 織								
		特 殊 飲 食 店 街			二 業 地 及 び 三 業 地			特 飲 以 外 の		
		地 域	業 者	従 業 婦	地 域	業 者	従 業 婦	地 域	業 者	
総 数	662	14,992	49,916	438	9,894	24,357	485	9,568		
北海道	道 庁	3	155	727	1	40	245	5	666	
	釧路市	11	108	385	2	43	185	0	0	
	小樽市	13	128	419	3	40	90	14	21	
	札幌市	10	126	467	1	63	139	18	112	
	旭川市	19	180	467	※	※	61	21	185	
山形県	形 勢	5	33	152	13	149	260	14	199	
	山形市	15	151	510	18	371	994	15	113	
	酒田市	2	64	160	7	83	177	7	76	
	鶴岡市	7	143	389	18	373	788	18	212	
	米沢市	14	234	523	13	304	608	0	0	
福島県	玉 葉	18	220	578	15	267	523	5	61	
	京 川	11	177	591	13	251	462	22	525	
	河 内	14	1,203	4,277	49	2,282	4,834	5	337	
	山 形	23	1,055	4,259	※	※	749	※	※	
	川 崎	12	168	536	56	930	1,757	17	444	
宮城県	山 川	38	459	1,434	0	0	0	0	0	
	井 野	18	321	770	3	83	175	12	211	
	野 田	9	150	377	5	91	336	※	2	
	長 野	11	150	295	4	74	191	0	0	
	岐 田	16	549	948	25	456	1,144	※	119	
静岡県	身 田	4	157	576	15	326	875	15	243	
	岡 知	32	595	1,874	41	661	1,653	48	860	
	重 賀	31	726	3,043	23	561	1,656	10	258	
	三 浦	17	320	1,098	8	118	332	0	0	
	滋 賀	7	154	309	3	20	63	0	0	
京都府	都 府	14	1,057	1,926	9	593	526	※	289	
	大 阪	8	888	2,857	11	602	1,362	8	245	
	兵 庫	9	994	1,589	8	168	873	8	206	
	奈 和	3	71	261	7	69	269	5	41	
	和 歌	4	90	219	16	348	678	10	320	
鳥取県	取 根	4	79	221	4	47	185	5	39	
	山 口	6	74	231	6	40	166	3	18	
	島 根	10	228	695	※	※	143	※	※	
	廣 島	27	597	1,923	2	9	41	11	244	
	山 口	20	312	1,495	4	58	292	2	23	
徳島県	島 川	2	93	270	2	68	55	10	243	
	媛 知	12	187	480	10	12	225	14	161	
	岡 田	2	53	227	3	51	154	71	1,065	
	高 松	1	52	158	0	0	0	29	360	
	福 山	68	1,383	5,756	4	90	445	4	961	
佐賀県	賀 崎	22	191	925	2	※	30	3	44	
	本 分	37	550	1,848	4	59	64	2	51	
	崎 本	14	390	1,446	6	57	252	※	※	
	大 宮	22	367	1,416	4	47	285	1	95	
	鹿 嶋	14	141	526	0	0	0	17	109	
鹿児島県	鹿 嶋	3	69	283	※	※	15	36	420	

業者数及び従業婦数

労働省婦人少年局調

売		春						散	婦	売	春	婦			
集 団 地		駐 (留 軍 基 地			小								計		
従 業 婦	地 域	業 者	従 業 婦	地 域	業 者	従 業 婦	地 域						業 者	従 業 婦	総
24,904	49	829	3,575	1,634	35,283	102,752	29,981	132,733							
2,511	1	28	164	10	889	3,647	430	4,077							
0	1	71	161	14	222	731	725	1,456							
53	0	0	0	30	189	562	0	562							
316	1	7	20	30	308	942	198	1,140							
470	1	2	10	41	367	1,008	0	1,008							
387	0	0	0	32	381	799	0	799							
281	0	0	0	48	635	1,785	※	1,785							
141	0	0	0	16	223	478	0	478							
418	0	0	0	43	728	1,595	0	1,595							
0	0	0	0	27	538	1,131	225	1,356							
100	5	36	104	43	684	1,305	234	1,539							
1,001	6	30	92	52	983	2,146	7	2,153							
869	5	86	168	73	3,908	10,148	2,952	13,100							
1,273	※	※	※	23	1,055	6,281	11,968	18,249							
※	0	0	0	85	1,542	2,293	313	2,606							
0	0	0	0	38	459	1,434	0	1,434							
680	0	0	0	33	615	1,625	※	1,625							
8	0	0	0	14	243	721	0	721							
0	0	0	0	15	224	486	77	563							
206	0	0	0	41	1,124	2,298	0	2,298							
606	1	7	132	35	733	2,189	※	2,189							
1,659	3	129	322	124	2,245	5,508	50	5,558							
718	1	23	91	65	1,668	5,608	4,001	9,509							
0	0	0	0	25	438	1,430	0	1,430							
0	1	13	71	11	187	443	20	463							
515	5	※	140	28	1,939	3,107	325	3,432							
731	1	10	60	28	1,745	5,000	510	5,510							
830	0	0	0	25	758	3,292	1,506	4,798							
245	0	0	0	15	181	775	0	775							
734	1	5	16	31	763	1,647	78	1,725							
114	0	0	0	13	165	520	100	620							
61	0	0	0	15	132	458	0	458							
※	0	0	0	10	228	838	50	888							
754	1	5	20	41	855	2,738	870	3,608							
131	3	116	975	29	509	2,893	1,955	4,848							
510	0	0	0	14	404	835	30	865							
319	0	0	0	36	350	1,024	399	1,363							
2,188	0	0	0	76	1,169	2,569	0	2,569							
976	0	0	0	30	412	1,134	0	1,134							
8,061	5	84	460	81	2,518	9,722	885	10,607							
※	0	0	0	27	235	955	※	955							
114	5	177	573	48	837	2,599	311	2,910							
※	0	0	0	20	447	1,698	767	2,465							
485	0	0	0	27	509	2,186	800	2,986							
244	0	0	0	31	250	770	27	797							
1,195	2	※	6	41	489	1,499	208	1,707							

この調査は各都道府県の婦人少年室が、警察、公衆衛生課、労働基準監督署の協力によって行つたものである。

※印 把握できなかったもの

注 1) 組織売春：業者により経営されているもの

2) 散 居：街頭に立つて客をとるもの及びボン引き、旅館、料亭等と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの

3) 特飲以外の集団地：飲食店、旅館等の名目で売春の行われているところ、いわゆる宵線地域

4) 地 域：業者数が三軒以上のものを地域とした、但し、駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。

(四) 売春事犯検挙状況調 (1957年1月~12月)

警察庁調

区分		法令及び犯罪態様別		性病予防法		売春等取締例		その他の法令
国籍別	検挙送致別	男	女	実人	患者(第二七条)	売春行為	その他	
日本	検挙	男	4,128	—	4	878	2,593	2,290
	送致	女	18,215	52	17	7,104	9,628	3,681
朝鮮人	検挙	男	4,004	—	4	846	2,534	2,250
	送致	女	14,653	52	17	6,784	7,224	2,645
その他外国人	検挙	男	200	—	—	4	213	81
	送致	女	153	—	—	21	114	47
その他外国人	検挙	男	196	—	—	3	213	78
	送致	女	131	—	—	21	113	27
その他外国人	検挙	男	98	—	—	96	2	—
	送致	女	5	—	—	1	5	—
その他外国人	検挙	男	60	—	—	58	2	—
	送致	女	5	—	—	1	5	—
その他外国人	検挙	男	4,426	—	4	978	2,805	2,371
	送致	女	18,373	52	17	7,126	9,747	3,728
その他外国人	検挙	男	4,260	—	4	907	2,749	2,328
	送致	女	14,789	52	17	6,806	7,342	2,672

備考 法令及び犯罪態様別には、検挙又は送致された者の行為につき成立する罪を各態様(適用法条)ごとに計上した。

(二) 売春関係の転廃業状況

警察庁調

管区別	昭和32年4月1日現在の業者数(A)	転廃業数			昭和33年1月末現在の業者数	昭和32年12月末現在の従業婦数
		昭和32年12月31日まで	昭和33年1月中	累計(B)		
北海道	965	268	132	395	40.9	570
東北	1,646	246	145	391	23.7	1,255
関東	2,551	253	711	964	37.8	1,587
中部	7,473	1,043	949	1,992	26.6	6,481
近畿	4,405	1,165	1,702	2,867	65.1	1,538
四国	4,340	254	45	299	6.9	4,041
九州	1,642	148	90	238	14.5	1,404
計	2,120	107	129	227	10.7	1,893
	6,027	694	127	821	13.6	5,206
計	31,169	4,173	4,021	8,194	26.3	22,975
						88,376

注 この表は、いわゆる赤線、青線地域のほか、その他の売春業者数を含めたものであるから赤線業者の転廃率は相当上回っている。

(三) 売春事犯被疑者調 (1957年1月~12月)

警察庁調

区分		年齢別			計	20年以上25年未満			計	総数
管区別	年齢別	14年以上16年未満	16年以上18年未満	18年以上20年未満		20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		
北海道	数	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
東北	小中高	1	24	111	136	1,674	2,159	2,599	6,432	6,568
関東	学校	8	66	302	376	2,746	1,246	921	4,913	5,289
中部	計	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
近畿	現職	4	44	215	263	1,875	1,602	694	3,621	3,884
九州	料飲関係接客店	2	2	2	6	25	29	16	70	72
計	料飲関係接客店	1	2	1	4	5	7	2	14	17
その他	料飲関係接客店	1	1	1	3	1	3	3	7	9
その他	料飲関係接客店	4	43	186	233	2,756	2,594	2,931	8,281	8,514
計	料飲関係接客店	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
その他	配当関係	9	86	403	498	3,568	1,968	889	6,425	6,923
その他	配当関係	4	4	35	39	763	858	1,124	2,745	2,784
計	配当関係	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
その他	配当関係	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
その他	配当関係	1	11	67	79	598	375	258	1,213	1,292
計	配当関係	8	78	375	461	4,284	3,617	3,591	11,392	11,853
その他	配当関係	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
その他	配当関係	1	2	16	19	365	257	241	874	892
計	配当関係	1	34	127	162	1,601	1,184	1,005	3,790	3,952
その他	配当関係	1	7	34	42	379	288	187	854	896
計	配当関係	2	6	34	42	360	280	243	883	929
その他	配当関係	2	6	80	87	526	455	534	1,515	1,602
計	配当関係	5	36	155	196	1,559	1,411	1,643	4,723	4,919
その他	配当関係	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
その他	配当関係	2	29	184	215	3,297	3,032	3,314	9,643	9,858
計	配当関係	2	7	37	44	273	166	114	553	597
その他	配当関係	2	7	35	44	267	152	86	504	548
計	配当関係	2	18	98	118	578	232	99	909	1,027
その他	配当関係	3	11	39	53	143	68	27	238	291
計	配当関係	18	53	71	142	343	235	214	792	861
その他	配当関係	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184
その他	配当関係	6	77	338	421	2,416	1,558	1,307	5,281	5,702
計	配当関係	3	13	108	124	2,485	2,327	2,546	7,358	7,482
その他	配当関係	9	90	446	545	4,901	3,885	3,853	12,639	13,184

昭和33年 4, 5, 6 月分 警察庁保安局犯防課調

等 の 行 為										売 春 等 の 行 為			合 計
職業安定法	児 童 福 祉 法				労 働 基 準 法			性 病 予 防 法	小 計	売 春 予 防 法	性 病 予 防 法	小 計	
公衆衛生公衆道徳上有害な体による紹介等(六三三)	その他	児童に淫行させる者(三四条一項六号)	淫行させるおそれある者に児童を引渡す行為(三四条一項七号)	その他	強 制 (五 条)	中 間 採 取 (六 条)	その他	性病患者の売いんあつ旋(二七条)	計	勧 誘 (五 条 等)	性病患者の売いん(二六条)	計	
87	13	(8) 45	(4) 22	3	—	8	(8) 16	—	(52) 854	512	1	513	(52) 1,367
(3) 54	2	(1) 8	16	—	—	1	2	—	(23) 273	2	—	2	(23) 275
36	4	(1) 30	13	2	—	—	11	—	(2) 436	510	1	511	(2) 947
(3) 90	6	(2) 38	29	2	—	1	13	—	(26) 709	512	1	513	(26) 1,222
(1) 55	11	(9) 35	(1) 6	2	1	(4) 5	11	—	(34) 930	737	2	739	(34) 1,669
42	3	4	2	—	—	—	1	—	(27) 312	—	—	—	(27) 312
19	4	32	2	—	—	—	1	—	515	736	1	737	1,252
61	7	36	4	—	—	—	2	—	(27) 827	736	1	737	(27) 1,564
27	10	(5) 42	5	3	1	1	(2) 7	3	(37) 821	970	3	973	(37) 1,794
14	2	15	—	1	—	—	1	1	(31) 288	—	—	—	(31) 288
11	5	21	5	1	—	—	1	—	488	965	2	967	1,455
25	7	36	5	2	—	—	2	1	(31) 776	965	2	967	(31) 1,743
(1) 169	34	(22) 122	(5) 33	8	2	(4) 14	(10) 34	3	(123) 2,605	2,219	6	2,225	(123) 4,830
(3) 110	7	(1) 27	18	1	—	1	4	1	(81) 873	2	—	2	(81) 875
66	13	(1) 33	20	3	—	—	13	—	(2) 1,439	2,211	4	2,215	(2) 3,654
(3) 176	20	(2) 110	38	4	—	1	17	1	(88) 2,312	2,213	4	2,217	(88) 4,529

3. 本表中には、勅令九号、地方条例の検挙数は含まない。

備考 1. 検挙件数欄の()内の数は、牽連犯の犯たるものを示す。
2. 検挙人員欄の数は、実人員を計上し()内の数は、暴力団関係の数を内数として計上した。

第4表 子 供

項 目 別	実 数	%
総 数	1,313	100.0
小 計	364	27.8(100.0)
1 人	280	(76.9)
2	55	(15.1)
3	17	(4.7)
4	6	(1.6)
5 人以上	5	(1.4)
無 回 答	1	(0.3)
な し	948	72.2
無 回 答	1	0%

註 1. 子供数についての%は子供のある者
364名を100%として算出した。

2. ※印は0.1%未満

第6表 転落直前の職業

職 種 別	実 数	%
総 数	952	100.0
工 人	198	20.7
旅館料理屋女中	168	17.8
飲食店給仕	80	8.4
家庭女中	75	7.9
店 員	65	6.8
事務員	58	6.1
日 雇	42	4.4
パチンコ屋店員	20	2.1
ダンサー	19	2.0
看護婦	14	1.5
看護手	12	1.3
農業手	11	1.2
車 庫	7	0.7
電話交換手	7	0.7
電 容	4	0.4
子 守	4	0.4
タイピスト	4	0.4
その他の職種	3	0.3
そ の 他	144	15.1
内 回	15	1.6
無 回 答	6	0.6

第5表 子供の養育費負担者

項 目 別	実 数	%
総 数	495	100.0
本 人	401	81.1
夫	31	6.3
実 家	15	3.0
婚 の 家	13	2.6
そ の 他	19	3.8
不 明	5	1.0
無 回 答	11	2.2

第7表 転落の理由

項 目 別	実 数	%
調 査 対 象 者 総 数	1,313	100.0
(転落理由総数)	(1,667)	—
小 計	1,083	82.4
日常生活費困窮	314	23.9
生活支柱者の失業、事業失敗、死亡、病気	126	9.6
夫の死別	197	15.0
借金返済困難	117	8.9
家族の医療費負担	113	8.6
子弟の養育費負担	137	10.4
その他	79	6.0
小 計	83	6.3
親に売られた	49	3.7
情夫に売られた	7	0.5
夫に売られた	6	0.5
その他の者に売られた	7	0.5
屋主の強制	11	0.9
売春婦である婦に連れられ	3	0.2
小 計	131	9.9
家庭不和	66	5.0
家庭不遇	46	3.5
その他	19	1.4
甘言にのせられて	43	3.2
小 計	316	24.0
不良性	99	7.5
不 明	36	2.7
失業、破産のためやけにな	15	1.1
職場、土地にいらいたため	81	6.2
取入を多くしたため	18	1.3
よい着物が着たいため	68	5.2
理由薄弱	11	0.7

(六) 売春問題実態調査結果概要

労働省婦人少年局調査

調査の概要

○調査期日 第一次調査(売春婦)昭和31年9月中旬

第二次調査(親許)昭和31年11月～昭和32年3月

○調査地域及び調査対象 全国46都道府県特設売春婦 1,313名

調査対象となつた売春婦の親許 594世帯

○調査方法 対象者に対し面接調査

調査の結果

第1表 年 令

年令別 未既婚別	總 数	10 才 代				20 才 代			30 才 代			40 才 代			
		小計	17	18	19	小計	20~24	25~29	小計	30~34	35~39	小計	40~44	45以上	
總数	人数	1,313	75	1	15	59	949	508	441	274	200	74	15	9	6
	(%)	(100.0)	(5.7)	(0.1)	(1.1)	(4.5)	(72.3)	(38.7)	(33.6)	(20.8)	(15.2)	(5.6)	(1.2)	(0.7)	(0.5)
未 婚		684	71	1	14	56	576	399	176	36	32	4	2	2	0
	小計	629	4	0	1	3	374	109	265	238	168	70	13	7	6
既 婚	有夫	74	0	0	0	0	46	9	37	26	16	10	2	1	1
	死別	121	0	0	0	0	39	12	27	76	51	25	6	3	3
	離別	434	4	0	1	3	289	88	201	136	101	35	5	3	2

第2表 学 歴

学 歴 別	実 数	%
総 数	1,313	100.0
小 小 計	407	31.0
卒 中 退	342	26.0
高 小 計	349	26.6
卒 中 退	301	22.9
中 小 計	48	3.7
卒 中 退	306	23.3
学 卒 中 退	249	19.0
旧 小 計	57	4.3
高 卒 中 退	186	14.1
中 卒 中 退	118	9.0
高 小 計	67	5.1
卒 中 退	43	3.3
校 卒 中 退	21	1.6
不 就 学	22	1.7
無 回 答	10	0.7
小 小 計	7	0.6
卒 中 退	3	0.2
不 就 学	8	0.6
無 回 答	5	0.4

第3表 養 育 者

項 目 別	実 数	%
総 数	1,313	100.0
実 父 母	777	59.2
小 計	531	40.4
1 回変つた	381	28.6
2	100	9.1
片親もしくは	3	1.1
その他の者	4	0.1
5	2	0.1
回数不明	6	0.3
無 回 答	24	1.2
無 回 答	5	0.4

註 1. 片親とは、実父もしくは実母の何れかだけに

養育された場合をいう。

2. 〔内は養育者が変つた回数〕

第13表 更生の方法

項目別	総数	就職したい	商売したい	家庭復帰したい	結婚したい	その他	方法はわからない
未既婚別							
総数	725	120	121	121	152	98	103
(%)	(100.0)	(16.5)	(16.7)	(16.7)	(23.2)	(12.7)	(14.2)
未婚	325	56	41	63	97	39	56
小計	373	64	80	58	65	59	47
既婚	45	9	6	14	—	12	4
有夫	60	13	20	6	9	6	6
死別	268	42	54	38	56	41	37
離婚							

註 更生の意思ある者667名が希望している更生方法のすべてについて聴取した。

第14表 就職の際の希望月収額

金額別	実数	%
総数	1,313	100.0
5,000円未満	32	2.4
5,000～10,000	298	22.7
10,000～15,000	358	27.3
15,000～20,000	175	13.3
20,000～25,000	140	10.7
25,000～30,000	20	1.5
30,000円以上	37	2.8
不明	98	7.5
無回答	155	11.8

第15表 親許の職業

職種別	実数	%
総数	594	100.0
農林業	79	13.3
日雇労働者	68	10.6
工場労働者	52	8.8
職勤人	44	7.4
商人	42	7.1
店員	25	4.2
夫業	23	3.9
商人	22	3.7
店員	20	3.4
役員	14	2.4
夫業	14	2.4
工場経営者	9	1.5
露店営業	8	1.3
土建業	7	1.2
農業	6	1.0
手伝	6	1.0
巡業	5	0.8
外務員	5	0.8
女中、家政婦	4	0.7
旅館、料理屋、飲食店	4	0.7
プロカー	3	0.5
その他の職種	2	0.3
無職	30	5.1
不明	94	15.7
不	18	3.0

第8表 最初の転落年令

年令別	実数	%
総数	1,313	100.0
小計	3	0.3
10才	0	—
11才	0	—
12才	0	—
13才	2	0.2
14才	1	0.1
小計	350	26.7
15才	6	0.6
16才	14	1.1
17才	30	2.3
18才	128	9.7
19才	172	13.1
20～24	593	45.1
25～29	244	18.6
30～34	93	7.1
35～39	15	1.1
40才以上	7	0.5
無回答	8	0.6

第9表 売春経験年数

年数別	実数	%
総数	1,313	100.0
1年未満	203	15.5
1～2	246	18.8
2～3	222	16.9
3～4	210	15.9
4～5	130	9.9
5～6	84	6.4
6～7	66	5.0
7～8	40	3.0
8～9	17	1.3
9～10	12	0.9
10年以上	34	2.6
不明	1	0.1
無回答	48	3.7

第10表 売春婦の月収額

金額別	実数	%
総数	1,313	100.0
10,000円未満	128	9.7
10,000～20,000	515	39.3
20,000～30,000	383	29.2
30,000～40,000	162	11.6
40,000～50,000	67	4.3
50,000円以上	24	1.8
不明	38	2.9
無回答	16	1.2

註 調査前月の稼高中、手取額を月収額とした。

第11表 仕送り

項目別	総数	送っている	送っていない
未既婚別			
総数	594	398	196
(%)	(100.0)	(67.0)	(33.0)
未婚	334	222	112
小計	260	176	84
既婚	32	24	8
有夫	32	26	6
死別	196	126	70
離婚			

第12表 定期送金者の一ヵ月送金額

金額別	実数	%
総数	293	100.0
1,000円未満	4	1.4
1,000～2,000	17	5.8
2,000～3,000	37	12.6
3,000～4,000	36	12.3
4,000～5,000	31	10.6
5,000～6,000	48	16.4
6,000～7,000	25	8.5
7,000～8,000	12	4.1
8,000～9,000	18	6.1
9,000～10,000	6	2.0
10,000円以上	58	19.9
不明	1	0.3

第16表 家庭復帰について第1次対象者が予想している親許の態度と親許の受入態度

第1次対象者が予想している親許の態度	親許の受入態度	総 数	喜んでむかえる	仕方ない	困る	家には入れない	態度不明
総 数		594	408	34	30	18	109
よろこんでくれる		351	268	23	7	13	50
あまりよい顔をしない		69	50	2	4	5	8
冷淡にする		9	5	0	1	0	3
嫌がる		10	3	2	2	0	3
家に入れてくれない		1	1	0	0	0	0
家には帰らない		123	78	5	16	0	24
無 回 答		31	8	2	0	0	21

第17表 第1次対象者の今後の措置

項 目 別	実 数	%
総 数	594	100.0
考 え て い な い	72	12.1
現状からみてどうしてよいかわからない	66	11.1
小 計	369	62.0
就 職 さ せ た い	39	6.6
商 売 さ せ た い	27	4.5
家 庭 復 帰 さ せ た い	85	14.3
家 業 を 手 伝 わ せ た い	16	2.7
結 婚 さ せ た い	119	20.0
そ の 他	37	6.2
具 体 策 な し	46	7.7
そ の 他	33	5.6
無 回 答	54	9.2

第18表 第1次対象者から仕送りがなくなった場合の親許の生活

項 目 別	総 数	で き る	で き な い	無 回 答
未既婚別				
総 数 { 実 数 (%) }	398 (100.0)	181 (45.5)	142 (35.7)	75 (18.8)
未 婚	222	102	81	39
小 計	176	79	61	36
既 婚	24	9	9	6
夫 死 別	26	8	9	9
離 別	126	62	43	21

昭和三十三年九月十五日 印刷
昭和三十三年九月二十日 発行

東京都千代田区大手町一〇七

編集兼

発行人

労働省婦人少年局

印刷人

橋 本 梅 吉

東京都千代田区柳田佐久間町

印刷所

文 唱 堂 印 刷 所